

目 次

◎会議録第1号（6月12日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	8
日程第4 報告第 2号 平成29年度松前町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について	8
日程第5 報告第 3号 平成29年度松前町公共下水道事業特別 会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て	9
日程第6 報告第 4号 平成29事業年度松前町土地開発公社収 支決算の報告について	10
日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて (松前町税条例等の一部を改正する条 例)	12
日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて (松前町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例)	14
日程第9 議案第34号 松前町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例	16
日程第10 議案第35号 松前町税条例の一部を改正する条例	17
日程第11 議案第36号 松前町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例	18
日程第12 議案第37号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	19
日程第13 議案第38号 松前町老人憩の家設置条例の一部を改 正する条例	20
日程第14 議案第39号 松前町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定	

		める条例の一部を改正する条例……………	21
日程第15	議案第40号	土地改良事業の施行について……………	22
日程第16	議案第41号	平成30年度松前町一般会計補正予算 (第1号)……………	23
日程第17	議案第42号	平成30年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)……………	23
日程第18	議案第43号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)……………	23
日程第19	議案第44号	平成30年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第1号)……………	24
日程第20	議案第45号	平成30年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第1号)……………	24
日程第21	議案第46号	平成30年度松前町水道事業会計補正予 算(第1号)……………	24
散 会			27

~~~~~

◎会議録第2号(6月18日)一般質問

|      |            |  |    |
|------|------------|--|----|
| 開 議  |            |  | 32 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |  | 32 |
| 日程第2 | 一般質問       |  |    |
|      | 8番 藤岡 緑議員  |  | 32 |
|      | 1番 住田 英次議員 |  | 43 |
|      | 4番 影岡 俊範議員 |  | 50 |
|      | 3番 金澤 浩議員  |  | 56 |
|      | 9番 加藤 博徳議員 |  | 77 |
| 散 会  |            |  | 87 |

~~~~~

◎会議録第3号(6月25日)委員長報告

開 議			93
日程第1	会議録署名議員の指名		93
日程第2	議案第34号	松前町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例……………	93
日程第3	議案第35号	松前町税条例の一部を改正する条例	95

日程第4	議案第36号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	96
日程第5	議案第37号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	97
日程第6	議案第38号	松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例……………	98
日程第7	議案第39号	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	99
日程第8	議案第40号	土地改良事業の施行について……………	100
日程第9	議案第41号	平成30年度松前町一般会計補正予算(第1号)……………	101
日程第10	議案第42号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	101
日程第11	議案第43号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	101
日程第12	議案第44号	平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	101
日程第13	議案第45号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)……………	101
日程第14	議案第46号	平成30年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)……………	101
日程第15	議員派遣の件……………		108
閉 議……………			109
町長挨拶……………			109
閉 会……………			109

6月12日（第1号）

平成30年松前町議会第2回定例会会議録

平成30年6月12日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	徳居 芳之
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	松岡 謙三
教育委員会 事務局 長	仲島 昌二
総務課長	和田 欣也
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
福祉課長	楠田 匡志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅淳
議会事務局書記	徳本敏子

平成30年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.1

	平成30年6月12日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第 2号	平成29年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	
	上程	報告	質疑
日程第5	報告第 3号	平成29年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰 越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第6	報告第 4号	平成29事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告につ いて	
	上程	報告	質疑
日程第7	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例等の 一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第8	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保 険税条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第9	議案第34号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第35号	松前町税条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第36号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第12	議案第37号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)

日程第13	議案第38号	松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第14	議案第39号	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第15	議案第40号	土地改良事業の施行について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第16	議案第41号	平成30年度松前町一般会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第17	議案第42号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第18	議案第43号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第19	議案第44号	平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第45号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第46号	平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから平成30年松前町議会第2回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

町内の田園風景が、黄金色に輝くはだか麦の穂波から鮮やかな緑色の水田に変わり、新たな生命の息吹が感じられる季節となりました。今年も植えられた稲が順調に育ち、実り多い秋となるよう願っております。

本日、平成30年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、平成30年度一般会計補正予算案を初め当面する町政の諸案件につきまして御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月28日、四国地方の梅雨入りが発表されました。5月の梅雨入りは5年ぶりで、平年と比べ8日、昨年と比べると23日も早い梅雨入りとなりました。豪雨や長雨による水害が懸念されるところですが、出水期を前に、先月20日に大雨や長雨による河川の増水を想定した水防工法訓練を実施いたしました。訓練では、災害時の技術的な支援活動を行う防災エキスパートを講師に迎え、河川堤防の漏水対策として月の輪工法やシート張り工法などの水防工法の訓練を実施し、消防団と自主防災組織の水防技術の向上に取り組みしました。

また、先月25日には、国、県、県警、消防署、消防団とともに町内の水害危険箇所の防災パトロールも実施したところです。いつ発生するか分からない自然災害に備えるためには、こうした日頃の防災訓練の積み重ねや防災パトロールが重要であることを改めて感じているところであり、今後も関係機関と連携し、防災・減災の体制強化を図るとともに、町民の皆様の災害時の備えに対する啓発に努め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

それでは、平成30年第2回定例会の開会に当たり、提案しております諸議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、国民健康保険税の税率改定について申し上げます。

国民健康保険制度については、本年4月から広域化され、県が市、町とともに国民健康保険の保険者になったことに伴い、国からの財政支援の拡充が見込まれるほか、県に納付する国保事業費納付金などの新しい仕組みが導入されました。この新しい下での本町の国

民健康保険特別会計の財政収支の見通しを踏まえた結果、前年度繰越金を活用することにより平成30年度の国民健康保険税の税率を引き下げることとし、本定例会に係る関係条例の改正を提案いたしました。今後も引き続き国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

次に、ホッケーを通じた国際交流について申し上げます。

4月14日、15日の2日間、松前町ホッケー公園において昨年度に引き続きオーストラリアのホッケー強豪クラブ、ブッシュレンジャーズを招へいし、松前町国際ホッケー交流事業を実施しました。

交流試合では、伊予高校、松山南高校及び松山中央高校のホッケー部や松前町ホッケークラブがブッシュレンジャーズと全8試合を行い、競技力の向上を図りました。特に、松前町ホッケークラブの中学生は、ふだん余り経験することのない身長差のある海外選手のスピードやパワーを肌で感じ、貴重な体験ができたことと思います。

また、ウェルカムパーティーでは、愛媛とブッシュレンジャーズの選手がテーブルを囲み、言葉の壁を越えて会話が弾んだほか、徳丸地区の獅子舞を披露して日本の文化に触れていただきました。さらに、お互いの選手が即興で一緒に歌やダンスを披露するなど、異なる文化に対する理解と友好を深め、心温まる国際交流になりました。パーティーの最後には、ブッシュレンジャーズから2018年にオーストラリアで開催されたコモンウェルスゲームで世界一になったオーストラリアナショナルチームの選手全員のサイン入りユニホームを本町に寄贈していただきました。このユニホームは、世界的に希少でかつ貴重なもので、現在庁舎正面玄関入り口に展示していますので、是非御覧ください。

今後も、こうした国際交流などを通じて、交流人口の拡大や地域の活性化につなげ、ホッケーの聖地松前を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

次に、松前町のイメージアップ戦略について申し上げます。

松前町の魅力をより多くの皆さんに届けたるため、イメージアップ戦略の第一弾として、松前町イメージソング「まさき色の風」を制作発表しました。イメージソングは、ストーリー性のある歌詞の中に町の名所などがふんだんに盛り込まれ、目を閉じて聞いていると情景が浮かんでくるすばらしい曲になりました。4月21日にエミフルMASAKIで、作詞、作曲をしていただいたシンガーソングライター、レーモンド松屋さんと私とで完成記者発表を行い、引き続き発表会を開催し、「まさき色の風」のお披露目をいたしました。発表会には、県外からの来町者を含む多くの方々の来場をいただき、大盛況でした。今後は、この曲を様々な場面で活用するほか、この曲をBGMにして町のプロモーションビデオを制作するなど、松前町の魅力を広く発信していきたいと思っています。

さらに、4月28日からイメージアップ戦略の第二弾として、エミフルMASAKI内のサイクルショップ、ワイズロード様と株式会社フジ様と協働してまさきレンタサイクル事

業を開始いたしました。このレンタサイクル事業は、エミフルMASAKIを訪れた方々に自転車で町内の散策を楽しみながら松前町の良さを知っていただき、来町者の動線の延伸と滞在時間の延長を促すことを目的としており、一般車やクロスバイク、タンデム自転車等利用者のニーズやスタイルに合った5種類の自転車が利用できます。利用者には、まさきーいいところ見つけ隊と観光ガイドボランティアグループはんざりが連携して作成した松前町の魅力を紹介するまさきーいいところマップを配布します。このマップを使って利用者の皆さんに史跡や親水公園、麦畑、塩屋海岸、はだか麦の認定店舗を巡っていただき、松前の歴史、景色、グルメを満喫していただくことで、地域経済の活性化につながることを期待しているところです。

次に、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスについて申し上げます。

本町では、住民の皆様の利便性を向上するため、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付サービスの導入に向けて準備を進めています。

このコンビニ交付サービスを導入すると、年末年始を除き、役場が閉庁している早朝や深夜、土曜、日曜、祝日を含め、朝の6時半から夜11時までの間、各種証明書の取得が可能となります。また、松前町内だけでなく、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から各種証明書が取得できるため、多様化する生活スタイルに応じた住民の皆様のニーズに応えることが可能となります。導入は、来年2月からを予定しており、今後、広報等によりコンビニ交付サービスの概要について広く住民の皆様へ周知してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件3件、専決処分の承認2件、条例案件6件、予算案件6件、その他議決を求めるもの1件、合わせて18件の議案を提出しております。

各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番早瀬武臣議員、13番三好勝利議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月5日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月25日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第2号 平成29年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第4、報告第2号平成29年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第2号平成29年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第2号について補足して説明いたします。

報告書の2ページをお開きください。

平成29年度一般会計繰越明許費につきましては、平成29年度補正予算において繰越限度額を決定していただきましたが、30年度への繰越額が決定いたしましたので、報告するものです。

なお、繰越計算書の金額欄は、補正予算で承認された限度額となっております。

初めに、3款1項社会福祉費の障害福祉計画策定事業は、松前町障害者基本計画等策定業務の取りまとめが完了しないため、479万2,000円を繰越しました。

次の5款1項農業費の土地改良事業は、地元との設計協議に時間を要し、年度内での完成が見込めないため、500万円を繰越しました。

続いて、夫婦泉改修事業は、同じく地元との設計協議に時間を要し、年度内での完成が見込めないため、500万円を繰越しました。

次に、7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕事業は、地下埋設物の移設に時間を

要し、年度内での完成が見込めないため、811万8,000円を繰越しました。

続いて、町道整備事業は、J R 四国や公安委員会などの関係機関及び関係者との協議や調整などに時間を要し、年度内の完成が見込めないため、1億7,381万2,000円を繰越しました。

次の3項河川費の町管理排水施設維持管理事業は、河川占用協議に時間を要し、年度内での完成が見込めないため、2,654万円を繰越しました。

この結果、翌年度繰越額は、繰越限度額に比べ1,088万8,000円減の2億2,326万2,000円となりました。

以上で一般会計分の補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 理事者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

**日程第5 報告第3号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（八束 正） 日程第5、報告第3号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第3号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、仙波上下水道課長に説明をさせます。

仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） それでは、報告第3号について御説明いたします。

報告書の4ページをお開きください。

平成29年度の公共下水道事業特別会計繰越明許費については、29年度補正予算において繰越限度額の議決をいただいておりますが、30年度への繰越額が確定したことにより、報告いたします。

なお、繰越計算書の金額欄の金額欄は、補正予算で承認された限度額となっております。

2款2項公共下水道建設費の管渠建設事業は、2,594万5,000円を繰越しました。内訳と

いたしまして、汚水北黒田堅田地区管渠工事第3工区と汚水南黒田中小路地区管渠工事第2工区の2件の工事です。

繰越しの理由といたしましては、両工事とも近接で施工していた工事の遅延に伴って、工事の着手が遅れたことにより年度内での完成が見込めなくなったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。  
報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第4号 平成29事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第6、報告第4号平成29事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第4号平成29事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第4号について補足して説明いたします。

報告書の8ページを御覧ください。

初めに、1の概要ですが、平成29事業年度土地造成事業は行いませんでした。

次に、2の理事会の決議事項、次のページの3の役員に関する事項及び4の行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっております。御覧ください。

続いて、10ページから公社の決算状況になります。

まず、収益的収入及び支出で、公社の事業活動に伴う収益と費用になります。

平成29事業年度の収入ですが、第1款第1項受取利息の決算額は1万2,958円で、収入合計も同額です。

次に、支出ですが、1款1項販売費及び一般管理費の決算額は3万6,000円で、理事会及び幹事会の開催経費になります。

次の2款1項予備費での支出はありませんでしたので、支出合計は3万6,000円です。

た。

次の11ページは、決算の支出明細書となりますので、御参照をください。

続いて、次の12ページの方を御覧ください。

これは、平成29事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、1の事業収益と2の事業原価は該当がなく、事業総利益はありませんでした。

次に、3の販売費及び一般管理費は3万6,000円で、同額が事業損失になります。

次の4の事業外収益は受取利息で1万2,958円になり、5の事業外費用は該当はありませんでした。

この結果、2万3,042円が事業損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、下の13ページからは、事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状態を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、1の流動資産のうち現金及び預金は1,186万9,665円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産合計は6,727万6,531円となっています。このうち開発中土地は、南黒田工業団地造成事業に係る支出額となっています。

続いて、右側の負債の部ですが、事業資金として借入れている長期借入金5,262万5,000円が負債合計となります。

次に、下の資本の部ですが、1の資本金は松前町からの出資金500万円が資本金合計となります。

2の準備金は、前期繰越準備金の967万4,573円から当期純損失の2万3,042円を差し引いた965万1,531円となっております。

この結果、資本合計は1,465万1,531円に、また負債資本合計は6,727万6,531円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次のページの14ページからは、平成29事業年度中におけるキャッシュフロー計算書です。これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。なお、現金同等物は定期預金については満期日が3か月以内のものを対象としているため、6の現金及び現金同等物期末残高と先ほどの前のページの貸借対照表流動資産での現金及び預金との額は一致しておりません。

このほか、16ページの方になりますが、の財産目録は、公社が保有する全ての資産と負債を整理したもので、先ほどの13ページにありました貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものととなります。御参照をお願いします。

続いて、附属明細表ですが、18ページから21ページにかかって、ここまで説明いたしました決算書類の参考資料となります。

最後の22ページには、決算審査意見書を添付しております。なお、当決算につきまして

は、本年5月18日に土地開発公社理事会を開催し、決算認定を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 理事者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第7、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第32号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、松前町税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により松前町税条例の一部を改正する条例を専決第1号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、早瀬税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 早瀬税務課長。

○税務課長（早瀬晴美） 専決第1号について補足して説明をいたします。

議案書は25ページ、参考資料は1ページから改正の概要を記載しておりますので、お聞きください。

今回の改正は、全て平成30年度税制改正によるもので、改正の主なものとしまして、16項目を改正の概要として挙げております。

それでは、参考資料により各税目ごとに御説明させていただきます。

まず、地方税法の電子化に関する主なものとしまして、資料1ページの6から御説明させていただきます。

第48条の第10項から第12項の改正ですが、国税と同様に資本金1億円超の大法人に対して法人町民税の電子申告の義務化について規定しております。

資料、上に戻りまして、1ですが、ただいま説明しました義務化に対しまして第23条第

3項は、人格のない社団法人等については電子申告の義務化を適用しないこととしたものです。

続きまして、個人町民税に関する主なものとしまして、次の2、第24条第1項第2号の改正は、障がい者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の所得要件が125万円以下であったものを135万円に引き上げる改正です。また、同条第2項では、まず控除対象配偶者の定義を同一生計配偶者に変更します。また、この第2項では、町県民税均等割非課税の限度額を10万円引き上げる改正が規定されており、更に所得割の非課税限度額も10万円引き上げる改正も附則第5条に規定されております。

続きまして、3の第34条の2は所得控除、第34条の6は調整控除についての規定ですが、それぞれ前年合計所得2,500万円以下という所得要件を創設したものです。

続きまして、4の第36条の2関係の改正ですが、年金のみの収入の方が住民税の配偶者特別控除を受ける場合には、住民税の申告をする必要がありましたが、この改正により生計を一にする配偶者の合計所得が85万円以下の場合には申告が不要となりました。

続きまして、法人町民税に関する主なものとしまして、5の第48条第2項及び第3項の改正は、租税特別措置法に規定されている外国法人税の課税対象金額等の取扱い規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割から控除することについて規定しております。

次に、7の第52条関係の改正は、法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金について規定しておりますが、申告した後に減額更正され、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分はその期間を控除して計算することについて追加して規定されました。

次に、たばこ税に関する条例です。

まず、8の第92条の改正で製造たばこの区分が新設され、9の第93条の2の改正は、製造たばことみなす場合の規定ですが、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となる物品等は製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする規定が設けられました。

そして、10の第94条の改正では、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、従来は重量のみで課税しておりましたが、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法に変更されます。この改正については、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで5年かけて新たな課税方式による紙巻きたばこへの換算を0.2ずつ増やし、段階的に移行されます。このことは、松前町税条例の一部を改正する条例第2条から第5条で改正しております。

11の第95条ですが、たばこ税の税率は平成30年10月1日から現在の1,000本当たり5,262円から5,692円に、平成32年10月1日からは6,122円に、平成33年10月1日からは6,552円と、3段階で引き上げられます。

続きまして、附則の改正です。

議案書は46ページ、参考資料2ページの続き12は、附則第10条の2の改正として(1)から(8)までを挙げております。これらは、地方税法附則第15条第2項の改正に伴う固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備です。

次に、議案書は51ページ下段、参考資料は続き13の附則第10条の3第12項の改正ですが、法律で定められたバリアフリー改修が行われ、一定の基準に適合すると証明がされた場合、該当する劇場や音楽堂に係る固定資産税を改修工事が完了した年の翌年度分から2年度分、3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額する規定が追加されました。

続きまして、14ですが、附則第11条から第13条までは、3年ごとに行われる固定資産税の評価替えに伴う特例等の継続に関する規程の整備、15の附則第15条の改正は、特別土地保有税の特例を3年間延長する規定の整備です。16としましてその他、条例及び附則ともに説明を省略した箇所につきましては、地方税法の一部改正に伴う語句及び引用条文等の改正を行ったものです。

なお、この条例及び附則の改正の施行日ですが、ただし書き(1)から(9)に定める日以外は、平成30年4月1日です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第32号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第8、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（松前

町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第33号について提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第2号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、早瀬税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(八束 正) 早瀬税務課長。

○税務課長(早瀬晴美) 専決第2号について補足して説明をいたします。

議案書は73ページから、参考資料は5ページに改正の概要を記載しておりますので、お聞きください。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、松前町国民健康保険税条例を改正したものです。

議案書の75ページをお願いします。

第2条第1項の改正ですが、平成30年度から国民健康保険の財政運営を県が主体的に行うことから、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の費用に充てるため、国民健康保険税の課税の定義が改正されました。それに合わせて、従来第2条第1項に記載されておりました基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額をそれぞれ(1)、(2)、(3)と各号に分けて記載することとなりました。

次に、同条第2項及び第23条の改正ですが、参考資料の5ページの表を御覧ください。

資料中の表は、右側が現行制度で左側が改正後です。第2条第2項の改正は、課税限度額を引き上げる改正で、基礎課税額、いわゆる医療給付費分保険税について、課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものです。

次の6ページをお願いします。

第23条の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、算定の方法の変更を行ったもので、5割軽減では軽減基準額を27万円から27万5,000円に、2割軽減では軽減基準額を49万円から50万円に引き上げるものです。その他の項目につきましては、地方税法の一部改正に伴う語句の改正を行ったものです。

なお、この条例は平成30年4月1日より施行となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。
採決を行います。
議案第33号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第9 議案第34号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（八束 正） 日程第9、議案第34号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第34号について提案理由を申し上げます。

高度な専門性を有する有識者等を招へいできるよう報酬額の上限を国の上限と同額に引き上げるとともに、任命権者において報酬額を定めることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、徳居総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 議案第34号について補足して説明をいたします。

議案書79ページをお開きください。

今回の改正は、別表の1から60以外に新しく委員会を設けて専門的かつ高度な知識や技術を有する方に委員を委嘱する場合、現行の日額7,400円では引き受けていただくことが困難なときに、勤務1日につき3万4,200円を超えない範囲内において報酬額を設定することができるようにするものです。上限額の3万4,200円につきましては、国家公務員の

一般職の職員の給与に関する法律第22条を参酌し、同額といたしました。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第34号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第35号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第10、議案第35号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、徳居総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 議案第35号について補足して説明をいたします。

議案書81ページと参考資料7ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法附則が改正され、中小企業が市町村に認定された先端設備等導入計画に従って取得した設備等に対して課税される固定資産税について、課税されることとなった年度から3年度分に限りゼロから2分の1以下の範囲において市町村の条例で課税割合を定めることができるとされたことに基づくものです。

松前町では、条例で定める課税割合をゼロとし、町内の中小企業の生産性を向上させるための設備投資を積極的に支援していくこととしましたので、税条例の附則を改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第35号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第36号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第11、議案第36号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

松前町国民健康保険事業の財政収支状況に合わせて国民健康保険税率を引き下げるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第36号について補足して説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険の広域化に伴い、愛媛県へ納付する国民健康保険事業納付金の確定及び平成29年度の国民健康保険の決算に伴い、税率を引き下げるものです。

参考資料の10ページをお開きください。

この表は、今回の改正の概要となっております。区分ごとの現行と改正案を比較したものです。

まず、医療分についてですが、所得割の率を8.1%から7.4%に、均等割額を2万1,800円から2万円に、平等割を2万800円から1万9,200円に、次に、後期高齢者支援金分ですが、所得割の率を3.5%から2.8%に、均等割額を1万200円から8,200円に、平等割額を9,200円から7,200円に、また介護納付金分について所得割の率を3.3%から2.7%に、均等割額を9,600円から7,600円に、平等割額を5,400円から4,800円にそれぞれ引き下げの改定をしております。

また、参考資料11ページは確定された国民健康保険事業納付金の内訳で、参考資料12ページは松前町国民健康保険の財政状況となっております。

議案書の83ページをお開きください。

先ほど説明いたしました医療費分につきましては第3条から第5条の2、後期高齢者支援金分については第6条から第7条の3、介護納付金分については第8条から第9条の3に規定をしております。

条例第23条は、国民健康保険税の軽減額に関する規定となっており、議案書86ページ、第1号では7割軽減額、第2号では5割軽減額、第3号では2割軽減について規定をしております。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の国民健康保険税条例は平成30年度以降の課税について適用するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第36号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第37号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第12、議案第37号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第37号について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第37号について補足して説明いたします。

今回の改正は、厚生労働省令で定められている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことによるものです。省令で定められている基準には、従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、今回の改正は職員に関することで、これは従うべき基準であり、国の基準に準じて改正を行います。

それでは、議案書の91ページをお開きください。

第10条第3項第4号は、教育免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にするため、根拠法令を学校教育法から教育職員免許法へ見直したものです。

議案書92ページになります。

第10条第3項第5号は、学校教育法の一部が改正され、専門職大学の制度が設けられるため、改正するものです。

第10条第3項第10号は、都道府県が行う研修を受けることができる放課後児童支援員の基礎資格要件が拡大されたことによる改正です。

なお、この条例は公布の日から施行します。ただし、第10条第3項第5号の規定は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に合わせ、平成31年4月1日施行としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第37号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第38号 松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第13、議案第38号松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

松前老人憩の家を松前町西公民館内に移転するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第38号について説明をいたします。

議案書93ページを御覧ください。

今回の改正は、義農公園内にあった松前老人憩の家を西公民館の改築に合わせて西公民館内に移転するため、第2条で規定する位置を伊予郡松前町大字筒井1327番地から伊予郡松前町大字北黒田966番地2へ変更するものであります。

なお、この条例は平成30年9月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第38号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第39号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第14、議案第39号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第39号について説明をいたします。

参考資料13ページを御覧ください。

今回の改正内容は、介護保険法施行規則の改正により、地域密着型サービスの事業のうち看護、小規模多機能居宅介護の指定ができるものに現行の法人に加え、法人格を持たない病床を有する診療所を開設している個人が加えられたこと、介護保険サービスに介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスが導入されたことにより、介護保険法施行令が改正され、訪問介護員の範囲が拡大されました。

一方、指定地域密着型サービス事業の定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス、夜間対応型訪問介護サービスを提供する訪問介護職員等の変更がないため、従来どおりとするものです。

それでは、議案書の95ページをお開きください。

第3条では、法人格を持たない病床を有する診療所を開設している個人を加え、96ページの第6条第1項第2号では、定期巡回随時対応型訪問介護看護のサービスの提供を行う訪問介護員等の定義を改正するのに合わせ、介護保険法施行規則に規定する介護職員初任者研修修了者に変更をしております。

第47条第1項において、夜間対応型訪問介護について同様の変更を行っております。

その他改正に合わせ、所要の変更を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第39号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第40号 土地改良事業の施行について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第15、議案第40号土地改良事業の施行についてを議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、黒田まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） それでは、議案第40号につきまして補足して御説明いたします。

議案書101ページを御覧ください。

平成30年度に土地改良事業として徳丸地区の夫婦泉護岸改修工事を予定しております。場所は松山市の森松町で、事業費は1,000万円を予定しております。

この事業は、土地改良法に基づく法手続を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第41号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第42号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第18 議案第43号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託）

(予算決算)

日程第19 議案第44号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第20 議案第45号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第46号 平成30年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(八束 正) 日程第16、議案第41号平成30年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第17、議案第42号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第18、議案第43号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第19、議案第44号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第20、議案第45号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号及び日程第21、議案第46号平成30年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

議案提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第41号から議案第46号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書1ページをお開きください。

平成30年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億9,621万3,000円を追加し、総額を102億1,019万5,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の17ページをお開きください。

安全・安心・快適な松前町を目指して、廃棄物処理の充実のため、生ごみリサイクルモデル地区を定め、家庭から排出される生ごみの減量と再資源化を推進するほか、上下水道の整備充実のため、町が管理している排水施設等の改修を行い、安定的な内水排除機能の向上を図ります。また、公園、緑地、水辺の保全のため、松前公園の利用者が安全に、安心して施設を利用できるよう、松前公園内に防犯カメラを設置します。

次に、健やかでやさしい松前町を目指して、子育て支援の充実のため、統合移転により廃園となった旧宗意原保育所の解体工事を行います。

また、人と文化が輝く松前町を目指して、学校教育の充実のため、小学校の老朽化した遊具を更新し、子どもたちが安全に遊ぶことができる環境を整備するほか、園児が快適に過ごせるよう幼稚園の保育室に空調設備を設置します。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく自動出力制御に対応するため、北伊予中学校の太陽光発電設備の改修工事を行います。

18ページをお開きください。

豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農水産業の振興のため、未整備の農道や水路、老朽化した揚水施設などの新設や改良を行い、労力の軽減や維持管理に係る経費を節減することにより、農業経営の安定化を図ります。また、中心経営体等の農業用機械などの取得に要する費用を支援することで、地域農業の担い手となる経営体の育成を図ります。このほか、水産物の安全で安定した供給を図るため、施設改修に係る費用の一部を助成します。

次に、飛躍を支える松前町の基盤づくりを目指して、住宅施策の推進のため、空家対策計画の策定に向けて、松前町空家等対策協議会を開催するほか、倒壊等の危険がある町営住宅を解体して、安全な管理に努めます。また、道路、交通網の充実のため、歩行者等が、安全・安心・快適に通行できるよう、町道等の整備、維持管理を推進するほか、老朽化した橋りょうに対し予防保全型の橋梁長寿命化修繕事業を実施します。また、コミュニティバスの運行経路の追加や変化等の協議を行う地域公共交通会議を開催し、更なる利便性の向上を図ります。

次に、みんなで力を出し合う松前町を目指して、コミュニティの育成のため、地域のコミュニティ施設の整備などに対して助成を行い、地域住民が便利で快適に過ごせる場づくりに取り組み、コミュニティ活動の活性化を図ります。このほか、人事異動に伴う職員給与等の調整及び確定している不用額の減額補正等を行っています。

なお、6月補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億4,509万7,000円、一般財源が5,111万6,000円となっています。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第42号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ4,989万2,000円を減額し、総額を32億519万6,000円とするものです。

予算の議案書45ページをお開きください。

議案第43号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ632万8,000円を減額し、総額を4億4,701万1,000円とするものです。

予算の議案書59ページをお開きください。

議案第44号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ1,362万6,000円を追加し、総額を26億1,123万5,000円とするもので

す。

予算の議案書77ページをお開きください。

議案第45号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ129万円を追加し、総額を7億7,222万5,000円とするものです。

予算の議案書91ページをお開きください。

議案第46号平成30年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算に収益的支出において331万9,000円を追加し、資本的支出において5,503万2,000円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第41号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第42号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第43号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第43号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第44号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第45号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第45号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第46号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 早 瀬 武 臣

松前町議会議員 三 好 勝 利

6月18日（第2号）

平成30年松前町議会第2回定例会会議録

平成30年6月18日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	徳居 芳之
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	松岡 謙三
教育委員会 事務局 長	仲島 昌二
総務課長	和田 欣也
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
福祉課長	楠田 匡志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	塩梅 淳
議会議務局書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.2

	平成30年6月18日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番伊賀上明治議員、1番住田英次議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言の許しをいただきました8番藤岡緑でございます。通告書の中の件名ごとにお聞きしてまいりたいと思います。また、再度質問する場合は、全て一問一答の形式でお願いしたいと思います。

それではまず最初に、防災・減災のまちづくりについてということなんですが、早速なんですが、今朝一番に午前8時前に大阪、京都、兵庫県あたりで大きな地震があったようで、阪神大震災から既にもう23年たつんですが、地震災害というのは本当に予測がつかないなという感じがいたしました。今日お尋ねします災害については、どちらかといえば事前にある程度の予測ができたり、準備ができるという風水害を主にしたような形のものということになります。関連して地震もございしますが。

まず最初に、出水期を前に町の指定避難所の運営、準備の意識向上に向けて行政は今後どう応えていくのかをお尋ねしていきたいと思います。

2017年9月の台風18号による重信川が危険水位を超える大雨の被害で、堤防いっ水まではなかったのですが、長尾谷川、国近川流域の道路冠水、一部床下、床上浸水など大きな物的な被害がございました。その間の避難勧告などの情報が防災無線などで十分に届かなかったり、土のう不足などで対応ができなかったことを受けて、今年度には情報伝達多重化に向けた取組とか常設の土のう置場の設置などが予算化されてきました。また、一番被害の大きかった地区の排水能力不足の解消に向けて、その上流地域の排水対策やいろいろなシミュレーションを考察しながら費用対効果を急ぎ研究されているようですが、地元住民の理解を得ながら少しでも被害が少なくなる減災対策を急いでいただきたいと思います。

さて、町内も梅雨本番でこれから出水期を迎えますが、5月21日付けの愛媛新聞紙上で県民、自治体の防災意識調査を行った結果について大きく取り上げていました。特に自宅が自然災害に遭う危険性を把握をしていない40代以下の方が多いのには驚きました。さらに、自宅からの避難経路や指定避難所、ましてや福祉避難所などは存在すら知らないというのが現実のようでした。もちろん、住民にとって避難所生活への不安も大きく、地震、風水害など災害の種類によっても対応は異なってまいります。

そのような指定避難所ではありますが、松前町の災害時における被災者全体に対する一般避難所数の充足率がその統計では86.1%となっており、県内自治体のほとんどが100%であるのに対し、対策が急がれるのではないのでしょうか。その数字が満たないのは、公共施設の収容人数が少ないということを理由に挙げられておりましたが、民間施設との連携などで問題解決の糸口にはならないのでしょうか。

また、福祉避難所は、高齢者福祉施設や保健センターなどを指定しているところが多く、町内でも9つが指定されています。ただし、福祉避難所対象者数の把握が難しいわけで、収容人数等の充足率は数値化されていませんでした。これについては、他の自治体においても圧倒的に不足しているところが多く、課題の多い内容となっております。対策として一般指定避難所に要配慮者スペースを設けたり民間施設への拡充指定などが必要になってくるのでしょうか、一方で実数把握が急がれるのではないのでしょうか。また、程度や範囲にもよりますが、一定のマニュアル化も必要でしょうか。できているのかどうか。

一般、福祉ともに避難所充実をさせ、全町的な網羅ということになれば、その運営や住民の意識向上も課題になるでしょう。地区ごとの情報共有や施設コミュニケーション、広報なども大切です。今後の町の取組について考えをお聞きします。

さらに、2点目として地区防災計画の作成に向けた取組ということで重ねてお尋ねいたします。

地区防災計画の作成に向けた取組について行政はどうかかわっていくのでしょうか。

平成26年4月に地域コミュニティにおける共助による防災活動を進める上で、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に対する地区防災計画制度というものが新たに創設されました。また、災害対策基本法に基づき地区居住者等が実際に地区防災計画を作成したり、計画提案を行ったりする際に活用できるようにガイドラインができております。この中で計画の基本的な考え方や内容、提案の手続、実践と検証についての説明がなされています。

松前町内は山がなく、全地区平地ではありますが、海岸や河川の流域や地区ごとに気になる箇所や課題に違いがございます。当然、避難経路や避難所も災害の種類によっても変わってまいります。地区防災計画は地区居住者による自発的な防災活動に関する計画のため、地区の特性に応じて自由に決めることができますが、継続的に地域防災力を向上させ

るためにも、行政関係者や学識経験者等の専門家による助言や消防団、各地域の団体、ボランティア団体との連携が大切になってくると考えます。ちなみに、松山市では、3年間で41地区全ての地区防災計画が作成されたと聞いております。ボトムアップ方式の計画ではありますが、行政側の支援やガイドラインの周知や助言があれば、松前町内の取組が更に進むのではないのでしょうか。町のお考えを聞きます。

以上、まず1つ目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、防災・減災のまちづくりについてのうち、初めに町の避難所の運営等についてお答えをいたします。

まず、5月21日付け愛媛新聞紙上に掲載された一般避難所の充足率86.1%の数値については、南海トラフ巨大地震が発生した場合の想定最大避難者数に対して一般避難所に収容できる人数の割合を示したものであり、有事には福祉避難所や自主避難所としている地区公民館も開設しますので、これらを足すと想定避難者数を充足しています。

次に、福祉避難所の利用者数は、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人などの要配慮者のうち一般避難所に設置する福祉避難室での生活が難しい方とその家族であり、厳密な利用対象者数の把握は難しいところです。要配慮者のうち避難行動要支援者については、毎年対象者を抽出し直し、名簿を更新しているため人数は把握できていますが、このうち福祉避難所の利用を必要とする人数は不明です。

今後、自主防災会が避難行動要支援者に対する個別支援計画を作成すれば、計画書の記載事項や作成時の聞き取り内容が福祉避難所の利用の必要性を判断する材料にもなりますので、自主防災会や民生委員と協力して個別支援計画の作成を促進していきたいと考えています。現在、利用対象者数の正確な把握はできていないものの、他の市町同様、本町も現在の福祉避難所の収容人数では不足していると感じていますので、今後町内で連携しながら新たな福祉避難所の指定に向けて町内の社会福祉施設等に協力を求めるとともに、一般避難所の福祉避難室についても自主防災会、施設管理者と協議を行い、事前に避難所内のどこを使用するか定めておくことで、要配慮者のスペースを確保していきたいと思えます。

次に、地域防災計画の作成に向けた取組についてお答えをいたします。

地区防災計画制度とは、平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、新たに創設されたものです。地区防災計画は、地区居住者が共同して行う防災活動に関する計画であり、地域防災計画と相まって地域防災力の向上を図ろうとするもので、地区の状況に応じた災害リスクへの対処項目が示された計画にすることが重要です。

松山市は、平成27年度に内閣府の地区防災計画モデル事業を活用して2地区がモデル地区として計画を策定しました。それを足がかりとしてそれ以降他の地区でも計画の作成が進みましたが、県内他市町では、まだ多くの地区が作成に至っていない状況です。

本町におきましては、昨年12月議会での議員の提案を受け、計画作成に向けてまずは地区防災計画制度についての説明が再度必要であると考え、今年2月の松前町自主防災会連合会の総会時と3月の松前町防災士研修講座においてそれぞれ制度の説明と地区防災計画の有用性についての説明を行いました。現在のところ、地区防災計画を策定した地区はありませんが、昌農内地区自主防災会が地区内の防災士を中心に作成に着手しています。地区防災計画は、平時及び災害時における地域と行政の役割分担を明確にするものでもあり、作成の検討段階においても作成後の検証や見直しにおいても、行政、学識経験者、各地域団体等が協力、連携しながら作り上げることが大切であると考えます。このため、町としては、計画作成に向けて引き続き全地区に働きかけるとともに、モデル地区の募集を行い、決定した地区に専門アドバイザーを派遣するなど具体的な作成支援を行っていきたいと思います。

今年度の取組としては、計画の基礎となる地区の災害リスクや課題を抽出するきっかけづくりとして、各地区自主防災会や消防団、町内の防災士を対象に避難所運営ゲーム・HUG体験会や災害図上訓練・DIGの実施を予定しており、防災活動について学んでいただくとともに、災害時のイメージの醸成を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 全般についてお答えをいただきましたが、まず避難所のことなんですが、避難所が数値把握というのは確かにいろんな場合が想定されますので、特に要配慮者の数字というのはなかなか難しいのかなというところではあるんですが、少なくとも松前町内における分については、妊婦さんとか、そういう外国人の方とか、そういった方はまずそのとき、そのときによって変わってきますからあれですけれども、要配慮者の高齢者だとか、あるいは実際に名簿なんかで明記されているようなものについてはある程度把握ができるのではないかなということで、全体像のそれに対するどこまで対応できるのかなというところをもう少し把握できたらなというふうに思っておりますが、それぞれについて進めていってるということで、数値把握についても努力されてるようなんですけれども。

私が、一般避難所の100%設置体制ということで、それについて100%という数字の出し方も問題はあると思うんですけれども、いつまでに避難所をして、そして、言うたらPDCAですよね。こういうふうにして、こういうふうにして、こういうふうにしてということの今副町長からお話があったんですけれども、更に少し、いつまでに起案して、そして

実際を行って、そしてそれを評価して、検証するというような、この形については急いでやっていくということなのですが、具体的にいつぐらいまでにとというようなものはできていないのでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 充足率の関係ですけれども、先ほどお答えしましたとおり、この86.1%という数字につきましては、県の方が南海トラフ巨大地震が発生した場合に最大想定されます一般避難所に避難する避難者数の見込み数、これに対して松前町内の一般避難所に収容できる人数、これの割合を出したものです。ただ、有事になった場合については、先ほどありました避難者数の中には、当然福祉避難所に避難される方もいらっしゃいます。また、松前町の場合は、自主避難場所として地区公民館、東、西、北、この3公民館を開設することとしておりまして、そこに避難しておられる方は多分そのまま避難されるのではないかというふうに思われますので、そういった部分全部を足しますと、一般避難所、福祉避難所、自主避難所、その部分3つを足したものと先ほどの人数を比べますと一応100%は超えておりますので、これ以上新たに何か避難所を設定するとか、そういう考えは今のところ持っておりません。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 私が懸念するのは、出水期なんかの場合、低いところにある地区公民館とか、うちの地区なんかでしたらもう本当に天井川ですから、すぐ近くのところの学校でも3階、4階というふうに、いっ水するときはそれぐらいの高さのところ避難して、避難所としてはそういう形でないと難しいのかなということになるんですけれども、そうなってくると、前のときに一時避難所というんですか、民間のところの高いところ、例えばエミフルの駐車場とかいろいろところで提携を多分されてると思うんですけれども、私が途中で質問の中で民間とのそういうものをもっと深めていって、更に一般避難所としても、災害によってはそういう指定していても低いところは難しいわけですから、そういった場合にどうするのかというようなあたりのところまでが、十分ここで人数は収容できました、数字はいけました、だけど実際災害によっては非常に実際問題難しい問題があると思うので、更にそういった民間とか、そういったところとある程度水が引くまでの間の一時的なそういったものはもっと広げていくべきではないかなと私は思うんですが。避難所の内容そのものについても、少し災害によって変わってくるのではないかなと思うんですが、そのあたりについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 今、議員の方御指摘のありました民間企業なりとの協定の関係ですけれども、今現在、松前町では指定緊急避難所として3か所指定をしております。その中で、御指摘のありましたエミフルにつきましては、エミフルの立体駐車場ということ

で、最大避難人数が7,200人という非常に大きな人数が収容できることになっております。どこまであれば十分かというのはなかなか難しいところではありますけれども、これがあれば人数の方の収容は一時的には大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そういうことによって、災害によってもいろいろ、今7,200人とおっしゃいましたけれども、そこに集まってくる人たちと、更に北伊予とかそこへ集まりにくいところの途中で何かもう少し中間的なところでできるのか。そのあたりも更に検討していただきたいなということで、災害によって避難するところも変わってくるということの把握の上で計画なり、避難所運営をしていただけるように御指導の方もいただきたいなと思っております。

それから、今、地区防災計画のことなんです、松山市の方のスピーディーな計画達成の対応についてということで、これについては、多分まだ松前町としては、もうすぐできるのかなというところあたりはできてきてると思うんですけども、まだこれだというのはできてない状況だと思うんですが、この松山市のやり方というか、そういったところは研究されたんでしょうか。そのあたりどうでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 情報提供という形ではいただいております。そういった部分も参考にして今回松前町独自でモデル地区を募集し、そこに専門のアドバイザーを派遣する、そういう形で今後その内容について詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） モデル地区をある程度先進的に進めているところを松山市の場合も2か所ぐらい、そっから発展して、そっからが早かったというふうに私も聞いておりますので、松前町においてもモデル地区を、今、昌農内さんとかと聞きましたけれども。あと、例えば校區別に1か所ずつぐらいできると、その周りの地区とかの連携もできて、あ、こういうふうにして進めていくのかなということで早くなるのではないかなというふうに思いますので、松山市がまさにそうだったということをお聞きしておりますので、そういう方向性をひとつ考えていただければと思います。

それからまた、多分、HUGやDIGのゲームの予定もあるとか、それから専門のアドバイザーを地区だけで任せるのではなくて、そういった方との連携で計画もスムーズに作られていくのではないかなと思いますので、そのあたり更に研究を進めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、2つ目の方に進んでいきたいと思っております。

農業振興の方策ということでお尋ねをいたしました。

若手農業者や女性農業企業家の育成や支援、更には農産加工食品などの「愛」あるブラ

ンド産品への認定に向けた取組などの考えをお聞かせください。

まずは、えひめ農業振興プラン2011の推進期間がもう5年も過ぎておりますけれども、担い手の確保や育成について松前町内では新規就業者や後継者、女性や若手農業起業家などの増加や明るい展望がある程度見込まれているのではないかと思いますのですが、県全体として農業就業人口はこの5年で約1万人減っているということです。自然に左右される農業経営というのは、安定収入の確保や効率化を図る機械導入などの設備投資も必要ですし、基盤整備を契機とした担い手の育成や確保が要求されていくと思います。

先般、若手農業者と町の方が意見交換をされ、農産物シール作成などの事業が予算化されたということですが、更に販路拡大や商品開発などに力を入れるために、はだか麦プロジェクトなどの事業ともコラボして地場産業のPRにつながればと考えております。さらには、愛媛の農林水産物統一の「愛」あるブランド産品として認定されるような支援はできないのでしょうか。以下の2項目について町のお考えを伺います。

まず、1つ目として、若手農業者や女性農業者の活動支援についてどういったことを考えておられるか。

2番目として、はだか麦など町が力を入れている加工食品の販路拡大のために「愛」あるブランド産品として認定されるような支援について、こういったあたりはどうなのかということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） これからの農業振興の方策についてお答えをいたします。

松前町では、町の面積の4割を超える面積が農地であり、農業が町の基幹産業の一つとなっています。一方で、農業就業人口の80%を超える人が60歳以上という状況でありまして、今後も松前町の農業を守っていくには、農業を将来に希望が持てる産業として育てていく必要があります。

そのため、将来の中心的な担い手として期待される若手農業者や女性農業者へ積極的に支援していきたいと考えています。具体的な取組といたしまして、平成28、29年度に女性農業者4名を含む若手農業者検討会議を開催し、農業の現状や課題についての意見交換を行い、町独自の農業施策について提案をしていただきました。

提案の一つであります松前町産を示すシールにつきましては、今年度から取り組むこととしており、町が作成したシールを農産物に貼付することで、差別化による売上げの増加や松前町産の農産物のPRが図られることを期待しています。

もう一つの提案であります農繁期における人手不足を解消するための人材バンクにつきましても、今年度取り組むこととして準備を進めているところであります。

そのほか新規就農者に対しましては、国の補助事業である農業次世代人材事業を活用した交付金により就農初期の農業経営を支援しています。なお、交付者は4名で、うち1名は女性農業者です。

また、県や松山市農協と連携しての新規就農相談や、農業用機械、設備の購入に対する補助事業の紹介などを行っており、6月補正予算案に経営体育成支援事業を活用したレタス包装機の購入費用に対する補助金を予算計上しているところです。

一方、女性農業者の活動支援につきましては、町内の女性農業者等で組織している松前町生活研究グループ連絡協議会に対して補助金の支出や研修のサポートなどを通して活動を支援しています。協議会に加入されている女性農業者からは、農業をしている女性は自分くらいしかいないと思っていたが、加入してからは他の女性農業者との交流が生まれ、農業を続けていく上での励みになっているという声も聞いております。孤立しがちな女性農業者の交流を図るため、今後も協議会の活動を支援していくとともに、交流の輪を広げるため、新たな会員の加入を推進していきたいと考えています。

次に、農産加工食品などのブランド製品への認定に向けた取組につきましては、芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトで商品化を目指している「はだかむぎゅ」のほか、農産物全般について、愛媛県産というよりも先ほどの松前町産を示すシールを手始めとして、松前の豊富な地下水で育った米や野菜、また松前のはだか麦を使ったおやつなど、松前町産を前面に出したPRを推進し、イメージアップや売上増加につなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 先ほど町長の方から若手農業者や女性、特に女性農業者の活動支援についていろいろと私も知らなかったことで、かなり力を入れて支援や交流なんかをされてることをお聞きいたしました。これ、もう是非進めていただけたらと思います。孤立しがちな女性たちがそうやって自分たちの能力を十分に発揮できるように町が支援していただければいいと思いますし、またそれはひいては若手農業者全体に対しても活気が進んでいくのではないかなというふうに思います。

先ほどの人材バンクですか、そういう農繁期の人材不足とか、そういったところで人材バンクなども意見交換会の中で出てきたということですが、これについてはどこがどういう形でそういう管理をしたりとか、意見の交流、人材バンクを運営していかれるのかなと。そこが聞けなかったので、よかったらお聞きしたいんですが。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 人材バンクにつきましては、先ほど申しあげましたように、若手農業者検討会議の中で、農地の集積が進む中で1人の経営者が栽培するか耕作をする面積が

非常に大きくなっていますので、そういう中で農繁期に人手が足りないという声がありまして、手伝いをしてくれる人を求めるという声が強かったわけですが、それで人材バンクというのが要るんじゃないかというお話をいただいて、実はこれからどういう形でそれをつくるのが一番効率的で効果的なのかという検討を進めていく、着手する段階なので、まだ運営状況等については具体的に決まってございません。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 検討段階だということでございますね。そういう声が出たということで、その声をもとに施策、そういうことをされて進めていくと、町民としてもこれからそういったことを頑張っていこうという気持ちの支援になると思いますので、是非検討だけでなく、具体化し、進めていただけたらと思います。

それから、ブランド化については、町長としては、松前町産だということを前面に出したいということで。私も、「愛」あるブランドというのは非常にハードルが高いということもいろいろな面で勉強させていただいたんですけども。私は、松前町が愛媛県の中ではかなり知名度あると思うんですけど、今度全国行ったときに松前町ってどこにあるのかなということで、例えばシール貼ってそうしたときに、愛媛県松前町というシールで県が上についてるのかどうか私も実際には見てないのであれなんですけど、両方が有名になれば一番いいのかなということで、松前町を前面に出すというシールであってもいいと思うんですけども、その前に愛媛県の松前町ということをもっと押し進めていただくために、「愛」あるブランドもひとつ考えていただけたらなというような気もいたしております。だから、その辺はもっとシールの中身というか、そういうところで工夫していただければもっとインパクトのあるもので松前町を進めていくことができるのかもしれないんですが、そのあたりはまだこれからの検討課題ではないかなと思いますので、若手農業者の方の意見交換会更に進めていただいて、いいものにしていただければというふうに考えております。

それでは、最後のところです。麻疹の予防接種ということについて。

私、これ取り上げましたのは、免疫空白の27歳から40歳の方々についてが要注意であるということと、麻疹そのものについては、確かに小さい子どもさんとかその時期の子どもさんへのアピールとか、そのお母さん方へのアピールは実際に行政広報の方でも見ました。ですが、実際のところ、大人の方々のこういう世代の方々についての住民への広報が私はまだ必要ではないかなというふうな気がいたしております。

高熱や発疹等の症状が出るはしかの患者数が、2017年は前年の1年間の患者数を上回っております。今、調べましたら、ちょっと下がってきてますので、少し、一時期のことのようなことはないと思うんですけども、このウイルスは感染力が極めて強く、免疫を持ってない人が接触するとほぼ100%感染すると言われて、また発病するとも言われていま

す。子どもの病気と思われがちなのですが、大人も感染し、またそれが重症化すると逆に肺炎とか脳炎を発症して、最悪の場合は死に至るケースもあるということで、侮れない病気ではないかなというふうに注意が必要ではないかと思います。もうはしかというのは日本にはないんだということで、完全にはしかは撲滅したということだったんですが、このようにグローバル化した中では、もういろんなところに日本人動き回りますから、そこがまた外国から入ってくるというケースもこれからはどんどん増えていくのではないかなと思います。

麻疹の予防接種は、1978年に定期接種になりましたが、1988年にMMRワクチンとして3種混合というものが認可され、その中のおたふく風邪ワクチンによる副作用が多発して1993年にそれが中止になりました。そして、以前の麻疹ワクチンに戻ったんですが、このことで一時期接種率が低下してしまったわけなんです。その後、2006年からまた1歳と小学校入学前の1年間の幼児の2回接種制度が新たに始まったわけですが、感染危険度が最も高い27歳から40歳の方々の予防接種を受けていない空白の世代が生まれております。特に、働き盛りで活動範囲が広い世代の皆さんですから、御自分や周りの家族のためにも、確実に予防接種を受けた記憶がないという方々については、是非接種をしていただきたいなと思うんです。

まずは、住民の健康維持のため、町の情報提供や広報対応など、どのようにこれらについては考えておられるのかお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 麻疹の予防接種について免疫空白世代の住民への広報等についてお答えします。

麻疹は、空気感染し、強い感染力を持つウイルスですが、国においては、平成27年3月に麻疹排除状態の国際的な認定を受け、その状態を維持することを目標にしています。しかしながら、平成30年3月に沖縄県内で発生した麻疹の流行のように、海外からの輸入感染を発端とするケースが近年問題になっております。麻疹の感染を防ぐためには2回の予防接種が必要ですが、予防接種制度の変遷により、平成元年以前に生まれた方、今年29歳以上の方になりますが、接種回数が2回未満で免疫が十分とは言えない状態です。国の麻疹に関する特定感染症予防指針では、可能な限り早目のワクチン接種が推奨される対象者として、定期接種対象者である1歳と小学校入学前の1年間の幼児のほか、免疫が十分とは言えない29歳以上の人で、医療、保育、教育関係者、海外渡航者などを挙げていることから、医療、保育、教育関係者に対しては県が接種勧奨を行っているほか、松前町としては、海外渡航者に対しホームページで麻疹等の感染症予防に関する情報提供を行っている

ところでは。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 愛媛県内ではまだ例が出てないようなんですけども、何もな
いときにしっかりと対策をしておけば、そういった危機管理がきちんとしてできているという
ことで、私は是非勧めていただきたいと思うのですが。

私が、今おっしゃった県のホームページには、そういった空白世代のことについて触れ
ておられると思うんですけど、松前町の行政広報を見た限りでは、幼い子どもさんとか今
必要としている子どもさんたちの分について勧めてる話が出てたんですけど、空白世代に
ついて、それからこういうことがあるからこういうこと気をつけましょうみたいな話の広
報は何か載ってなかったような気がするんですが、このあたりについては、もしこれから
今後そういったことへの広報をされる予定があるのかどうか。そこらあたりちょっとお聞
きしたいんですが。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） ただいま議員の御指摘のありました空白世代の対応ですけど
も。現在、麻疹の発症例というのが海外からの輸入発症例が非常に多くなっております。
当然、その中で国内で発症する可能性がゼロではないということで、空白の世代の方が免
疫力が十分ではない状態ですので、リスクを背負っているというふうに考えております。
ただし、予防接種制度等が始まってない世代の方もいらっしゃるしまして、その方も当然リ
スクを抱えていると。そういうことで、空白の世代の方に対しても必要ですけども、それ
以外の方に対しても、麻疹に関する正しい情報、そういったものを今後検討してまいりた
いというふうには考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 注意喚起という意味からも、それは勧めていただきたいと思
うんです。

そういった方々の分を勧めていただくということもとても大事なことだと思いますの
で、ただ単に県のホームページだけにするのではなく。また、もう一つはそれぞれの方が
どれぐらい免疫性があるかとかということとは分かりませんが、もしその方がそうい
った広報とかで気付かれた場合に、医療機関とかそういったときに行けばすぐに対応でき
るかということについてもある程度把握しとかなければいけないと思うんですが、医療機関
でワクチンの数が、数量がもしそういった方々来られたときに対応ができるのかどうか、
このあたりは把握されているんでしょうか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） ワクチンの生産数に関しましては、私どもの方では把握はして

おりません。ただ、優先されるべきワクチン接種対象者、こちらの方には子どもさんとか、先ほど申しあげました関係者、こちらの方に関しては必要であろうかと思えます。ただ、そのワクチン数以上に殺到された場合に、じゃあ必ずしもそれが確保されてるのかということになりますと、実際のところ、それがどうかというの、今のところ把握はしていません。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ですから、殺到されたら困るから、余り危機をあおるような広報はしにくというのが実情なのかもしれませんけれども、冷静に判断できるような、ある程度、今すぐどうのこうのということで、県ではそういうことではないんだけど、海外に渡航される方とか、そういった何かそういうリスクに関わる人は注意してくださいぐらいのことで、そういう注意喚起は私は必要かなと思いますので。その中で時間を見ながら、また国の方からも多分ワクチンの数が潤沢に増えれば当然されていくとは思いますが、そのあたり情勢を見ながら対応を是非進めていただいて、早目、早目の対応をお願いしたいなというふうに思っております。

以上で私の方の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

1番住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 議席番号1番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問形式は全て一問一答の形式で行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、通告書に従いまして3件の質問のうち最初の1件目の質問をいたします。

1件目は、本町の人口減少対策についてお尋ねします。

国立社会保障・人口問題研究所の資料や平成28年2月につくられた松前町人口ビジョンによりますと、2060年の本町の目標人口は2万5,000人となっています。今後の人口減少による高齢化社会の到来への不安から生活防衛のためデフレマインドは消えず、経済の縮小や不動産価格の崩壊、自治体の税収の落ち込み、そして教育産業全体の衰退、人口減少の深刻さは拾い出したら切りがありません。

隣の松山市では、松山市人口減少対策推進条例を制定し、人口減少対策への積極的な取組に協力してくれる人口減少対策推進団体を募集し、対策に取り組んでいます。また、砥部町では、移住促進というキーワードで子育て支援や空家対策も含めた住宅の提供やあっせんなどの施策で移住促進による人口減少対策が見られます。

本町でも子育て支援など積極的な施策を進めていますが、減少を前提とした施策ではなく、少しでも現状を維持し、活気のある町を残していくための施策であってほしいと考えます。本町は県内でも特に恵まれた、山もなく大きな自然災害も比較的少なく、また大型

商業施設の整備の整ったコンパクトで住みやすい町となっております。こういった地の利を前面に押し出し、町内外にアピールし、人口減少に歯どめをかけるための移住や定住の施策を進めていただきたいが、現時点での本町の人口減少対策への取組や考え、また今後の計画についてお聞きします。

以上、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、人口減少対策への取組と今後の計画についてお答えをします。

本格的な人口減少社会が到来しつつある中、本町では人口推移を分析し、今後目指すべき将来の方向性等を示すため、平成28年2月に松前町人口ビジョンを策定しました。この人口ビジョンでは、2060年の目標人口を2万5,000人とし、人口減少の克服を目指す取組の方向性として、子育て世代に住む場所として選ばれる松前町づくり、産業振興、産業連携による活発で活力ある松前町づくり、安全・安心でにぎわいあふれる元気な松前町づくりの3つを定めています。

また、本町の人口減少対策の取組を推進するため、この人口ビジョンの3つの方向性を基本目標とした松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。この総合戦略に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間に定住施策に重点を置いた63事業を実施しています。

基本目標のうち、まず子育て世代に住む場所として選ばれる松前町づくりでは、安心して子どもを産み育てることができるよう、中学校卒業までの医療費の無償化や北伊予小学校放課後児童クラブの整備、松前ひまわり保育所の建設、病児病後児保育事業サービスの拡大などを実施してきたところであり、今年度は岡田小学校放課後児童クラブの整備に着手しています。このほか、地域で子育てを行うために子育てサロンへの支援や子どもの遊び場づくりとして身近な公園の遊具を整備するなど、子育て世代への支援を充実することにより本町への定住を促し、人口減少を抑制します。

次に、産業振興、連携による活発で活力のある松前町づくりでは、1次産業の担い手の確保や育成と経営体支援のため、新規就農者への支援、認定農業者の経営改善への支援などを行っています。また、企業誘致を促進するため、南黒田工業団地の整備を図るほか、地場産業の活性化のため特産品であるはだか麦を利用した芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトを実施して、商品の開発やブランド化に取り組み、新たな産業や雇用の創出を図ることで仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、人口減少を抑制します。

3つ目の安全・安心でにぎわいあふれる元気な松前町づくりでは、自主防災組織の活動支援や防災士の養成により、地域防災力の強化を図っています。また、町の魅力を広く発

信するフェイスブックを新たに始めるなど、行ってみたい、住んでみたい、住んでよかったと思ってもらえるまちづくりに取り組み、転入人口の増加を図ります。

このほか移住促進の取組として、今年度から愛媛県の移住者住宅改修支援事業費補助金制度を活用し、県外からの移住者を対象に移住者が空家を住宅として使用するための改修に対して支援を行います。また、松山圏域の5市町と連携して首都圏において移住フェアを開催し、松前町のPRを行います。

今後とも、引き続き本町の総合戦略に基づいて、取組事業の評価指標や成果目標の達成状況の検証を踏まえながら、町民の皆様が安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、次世代以降も町民の皆様が愛着を持って住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを進め、2060年の人口2万5,000人を目指します。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 先ほど地場産業の支援、企業誘致など地域に仕事をつくるというようなお話もありましたが、南黒田工業団地、あと町内においてほかに考えられておるような場所は今のところあるでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 企業誘致については、現在のところ南黒田工業団地を中心にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） これ、大変大きなお話なんで私もいろいろと調べてもなかなかこれという秘策というのは出てこないんですけど。結局、この町に今住んでいる方々に地域住民としての当事者意識というんですか、そういうのを持っていて、端々からこの問題も考えていただき、そして特効薬も特にありませんので、今言われるようなことも進めていただき、また町民の一人として改善に向けて私も努力してみたいと思います。

以上で1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。

災害用食料の食料や災害用の資機材の状況についてお尋ねします。

東日本大震災後、巨大災害の被害想定が見直され、自治体や企業は災害用食料の備えを強化してきています。避難者や帰宅困難者のために備蓄食品を増やしてきた一方で、賞味期限が3年や5年というものが多いため、ここ数年で処分されてしまう食品が急増していると聞きます。

そのような背景の中、ここ最近取り沙汰され始めたのが、全く新しい非常食の備蓄法のローリングストック法という考え方です。本町の今年3月に作成された総合防災マップにも取り上げられていますが、この方法は画期的で、3年、5年といった長期保存がきく缶

詰や乾パンに代表される非常食をその期間食べずに置いておくという今までの考え方ではなく、日常的に非常食を食べて、食べたらいきまぜという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食が備蓄されているという、まさにその名のとおり、食べ回しながら備蓄するという方法です。以上は日常的に消費のある一般家庭での取組であり、自治体では同様にはいきませんが、その基本となる考え方には学ぶべきものがあると考えます。

備蓄食料は備えないわけにはいきませんが、一方で食品ロスへの関心も高まり、有効活用への模索も始まっていると聞きます。そこで以下の3点について、本町の取組状況をお尋ねします。

1点目として、本町のホームページに掲載されています松前町地域防災計画の資料編の中には、平成28年12月31日現在の防災備蓄物資の一覧表があります。現在も同じ数量、同じ場所に備蓄をされているのですか。また、それは避難者の何人分であり、何日分の備蓄と考え、適正な備蓄量と考えられていますか。

2点目として、その備蓄食料は廃棄などのロスを出さないためにどのような管理、工夫をされているのですか。また、防災の自助、共助の考えから、少しでも自治体の負担を軽くするために家庭内での備蓄を町民に呼び掛ける必要があると考えますが、啓発活動はどのようなになっていますか。

3点目として、備蓄食料以外の消耗品、資機材にも、いざという災害時に使用できるように使用期限など、常に管理するような体制ができているのでしょうか。

以上を2件目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） それでは、災害用食料の備蓄や災害用の資機材についてお答えいたします。

まず、松前町の備蓄計画については、想定最大避難者数1万1,783人の1食分として、飲料水500ミリリットル1本と5年長期保存パン1個、そしてパック毛布をそれぞれ平成29年度から平成32年度にかけて、計各1万2,000人分を段階的に整備することとしています。また、ティッシュやトイレトペーパーなどの消耗品については、購入当時の県の備蓄計画での基準をもとに、150人分を備蓄しています。

防災備蓄物資一覧表に掲載している食料品及び消耗品、資機材については、さきに申し上げました飲料水、パン及び毛布の数量は、現在、飲料水を1,152本から6,000本、パンを968個から2,504個、毛布を200枚から2,650枚に増やしています。他の物は、数量に変更はありません。

備蓄場所については、旧保健センターを今年度解体することから、旧出作消防詰所又は松前公園体育館に変更するとともに、新たに購入した飲料水、パン及び毛布も旧出作消防

詰所とし、その他のものは場所の変更はありません。

現在の備蓄については十分でないと認識しており、今後計画的な備蓄について検討してまいりたいと思います。

なお、企業と災害時の物資供給協定を結んでおりますので、必要に応じてそこから物資の提供を受け、対応することとしています。

また、町民の皆さんには、自助による備蓄をお願いしたいと思います。

次に、備蓄食料について廃棄などのロスを出さないための工夫につきましては、消費期限が近づいた備蓄食料を総合防災訓練時などの参加者に対して配布し、ロスを極力減らすようにしています。

また、ローリングストック法は、まさに各家庭で準備をしていただく方法として非常に有効な備蓄方法であると思います。各地域で開催する防災講座でお知らせするとともに、広報紙、ホームページなどでも積極的に周知啓発を行ってまいります。

最後に、備蓄食料以外の消耗品や災害時資機材の管理については、使用期限や数量について直近では今年の3月に確認をしており、定期的に在庫確認を行っています。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 先ほどありました備蓄場所は、旧保健センターは今回解体する予定があるということで、私もどちらの方へ動かされるかということに気にはしてたんですけど、今、どちらかという東の方へ持っていかれるような感じは受けたんですが、津波等々を考えたならそれも致し方ないのかなと思ったりもします。

それと、去年の台風18号のときに大型スーパーの方からいろいろとパンと飲料水ですか、ここら供給を受けまして、かなり大きなめったにない災害ではあったんですけど、その辺のお願いした数量というのは、今備蓄からその当時の備蓄量から算出されたような数であり、またそれは十分に思うほどの数がそろったのでしょうか。そこら、もし状況が分かるようでしたら。

○議長（八束 正） 分からない。

○総務課長（和田欣也） はい。

○議長（八束 正） 今の状況では分からないということです。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 失礼しました。

当時の避難者に対する食料品なんですけども、まず備蓄しておりました食料品で賄いまして、大体パンが550個と水500本、で足りない分を避難所に聞きまして、それをフジの方から調達いただきました。それについては、全部、パンが218個とかおにぎり150個とか、水が516本でしたんですが実際それについては避難所が解散となったためほとんど使えなかったことにはなったんですけども、要請した数は十分賄えたということになっております。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） どうも、通告書になかったんですけど、済みません。

いろいろ調べますと、家庭での備蓄ということになるんですが、当初は3日間ぐらいを目安にしていたのが、いろんな大きな災害が起こるたびに、1週間、物流が滞ったり、東日本のときのように複数県に災害がまたがったりしますと、支援物資が届きにくくなるようなことがあります。また、それこそ今日も朝、大きな大阪の方で地震がありましたが、そういう想定外といいますか、予想以上の地震になったときの物資の配送の面等々も考えていただいて、また今後検討していただけたらと思います。

以上で2つ目の質問を終わります。

次に、最後に、3件目の質問をさせていただきます。

本町では松前中学校の建て替えという大きな事業が進んでおります。この機会に電子黒板、デジタル教科書、タブレット端末の活用など教育現場へのツールとして情報通信技術の導入を検討してはという質問です。

本年5月18日の愛媛新聞には、西条市が市内の全小・中学校に電子黒板やデジタル教科書などのICT、情報通信技術を導入した結果、子どもの学力向上、教職員の校務の負担も軽減されたと紹介されていました。人口減少問題に関連してきますが、そのよう市の教育方針を見て移住を決めた事例もあるとの市長のコメントも掲載されていました。

現在、本町でも、松前中学校の建て替えという大きな事業が進んでいます。当然、費用はという話が出てくると思いますが、文部科学省ではICT教育を国家戦略の一つとして位置づけ、ICTを活用した指導方法の開発やICT教育の推進を図るための環境整備を実施するとしています。今回の建て替えを機会に、国の補助金を活用するなどして、是非教育の町を掲げる本町でもICT導入への計画を進めていただきたいが、町の考えをお聞きいたします。

以上、3件目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 本町のICT活用についてお答えをいたします。

教育におけるICTの活用について、平成28年7月に文部科学省が策定した教育の情報化加速化プランでは、教科指導におけるICT活用の充実や新学習指導要領に対応した児童・生徒の情報活用能力の育成が強く求められています。ICTの活用は、児童・生徒の学習への興味、関心を高め、分かりやすい授業や児童・生徒の主体的、協働的な学びを実現する上で効果的で確かな学力の育成に資するものであり、松前町としても、松前町教育大綱及び松前町教育基本方針においてICT機器を整備し、その活用を図ることを位置づけています。

これまで各小・中学校において、平成28年度に全ての普通教室及び特別教室に大型提示装置としてデジタルテレビを導入し、その活用を図っています。また、校務用コンピュータを教員1人当たり1台整備しました。平成29年度には、全ての教室に超高速インターネット回線の整備を行い、適切なインターネット環境を整えました。そのほか、デジタル教材、実物投映機、DVDレコーダー等を順次購入し、その活用を図っています。

また、平成30年11月には小学校の教育用パソコン及びタブレット端末の更新を予定しており、タブレット端末については、1クラスの児童が一斉に学習できるよう、現在の21台から38台に増台することとしています。これに合わせて、コンピュータを使って論理的な思考力を養うためのプログラミング教育及びネイティブな発音や映像資料でコミュニケーション能力を高めるための外国語教育を推進するためのタブレット端末用のソフトウェア等の充実を図ります。

また、ICTを効果的に活用した授業が実施できるよう、教職員研修を行っていきます。

今後のICT環境の整備については、多くのコストがかかるため、活用できる国の補助事業の調査などを行いながら、計画的かつ効果的に進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 御答弁ありがとうございました。

ICTを駆使した教育は、私もいろいろ調べてみたんですけど、児童や生徒の学習意欲や達成感を高め、知識や技術の習得に高い効果を得られることが明らかになっております。そして、全国的な普及が今促進されております。

一方で、導入のスピードの違いによる地域間格差、機器のメンテナンスの必要などメリット、デメリット両方を理解した上でICT教育については進めていく必要があるとも聞いております。

答弁にもありましたが、本町でも段階的にはありますが、現状を見ながらのICTへの整備が進められているようです。まずは建て替えという大きな計画が進行中という時期でもあるということは、十分に理解できます。質問の中でも言いましたように、国の補助

金の活用など研究していただき、本町の教育現場における教育の効率化、教育の質を高め
ていただくために、効果的な導入への取組をお願いできればと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八束 正） 住田英次議員の一般質問を終わります。

11時まで休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質
問をさせていただきます。

まず、1問目です。

小・中学校の教育環境ということで、熱中症対策についてということでございます。

昨年9月議会で小・中学校のエアコン設置について一般質問させていただきましたとお
り、昨今の地球温暖化を原因とする気温上昇は、生活上も教育環境上も、我慢するとか鍛
えるというような精神論の域を超えているのが実情であります。エアコン設置早期実現を
望む多くの保護者の声を聞きますが、小・中学校における熱中症対策はどのようになって
いるのか、昨年の一般質問での回答の進捗を含めてお伺いいたします。

まず、1問目は以上でございます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） それでは、私の方から各小・中学校における熱中症
対策についてお答えをいたします。

熱中症対策は、全ての小・中学校において実施されております。熱中症についての全体
指導、お茶の持参、体育や部活動における休憩時間や水分補給の時間の確保、またミスト
シャワーの利用、必要な場合には養護教諭との連携や救急車の迅速な要請を行っておりま
す。また、教室への扇風機の設置、熱中症計の利用、保健室への経口補水液やスポーツド
リンクの常備など様々な対策は行っております。

小学校では、暑さや児童の発達段階を考慮し、運動会を10月に実施をしております。

また、エアコンの設置については、各小・中学校にエアコンの設置を望む保護者の声は
承知はしております。9月議会以降のエアコンの整備状況について、岡田中学校、松前小
学校での特別支援学級に設置をいたしました。今年度は北伊予中学校のパソコン教室のエ
アコンの取替え工事と古城幼稚園の3歳児の教室への設置を予定をしております。これに
より町内幼稚園では全室にエアコンが完備されることとなりました。

松前中学校では改築に伴い、全ての教室にエアコンを設置することとしていることから、今後、他の小・中学校への計画的な整備について検討したいと考えております。なお、現在、19の市町のエアコンの整備状況に関する情報は、収集しているところでございます。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） エアコンの設置、全教室にとかというふうなことになりますと、なかなかすぐには無理だろうというのは承知しております。そういった意味で今すぐにとというのはなかなか難しいところではありますが、当庁舎でも実施されております、ちょっと角度が違いますが、されておりますグリーンカーテンであるとかということについて、熱中症対策というか、エアコン設置までの経費のかからないというか、そういうふうなことでのグリーンカーテンの学校での設置推進ということについては、お考えになられておられますでしょうか。

○議長（八束 正） 仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） 先ほど答弁でも申しましたように、それぞれの熱中症対策、各学校ではしております。今、議員さんが申しあげましたグリーンカーテン、今、岡田中学校の方でこの旨は実施しておるといふふうに聞いております。また、そのあたり、エアコン以外でも熱中症に対する対応等々はまた各小学校、中学校でも考えて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） そういう形で、順次全学校に推進していただければと思います。教育上も意味あることではないかと思えます。

広島では、これ、市を挙げて個人の部あるいは団体の部ということでグリーンカーテンの設置のコンクールというものもやっております。そういったことで意識高揚する意味でも、そういった手法も取り入れられてはどうかというのを御提案申し上げます。

では、2問目の質問に移らせていただきます。

大きなくくりでは介護保険制度ということで、最初に介護保険制度の改正内容について質問をさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の改正の内容、要旨について御説明いただきたいと思えます。

具体的には、従来の制度とどこが違うのか。この改正の目的は何なのか。

2番目に、2つ目に、当町での総合事業の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、地域包括支援センターの役割についてお尋ねいたします。

厚労省の介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方の骨格に地域包括システム

があります。支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しております。その担い手として、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援、介護予防サービスを提供することが必要であるとされております。また、その充実には、高齢者自身の社会参加も求められております。上記の考え方の中には、以下のような指針が示されております。

1つは、高齢者の介護予防が求められているが、社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。2つ目、多様な生活支援、介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置付けの強化を図る。具体的には、生活支援、介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やその他ネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター、地域の支え合い推進員ということになります。その配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置付ける。分かりにくいことになっておりますが、この2点の指針に対する当町の考えをお伺いいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、介護保険制度についてお答えいたします。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構想を示して、関係法令の整備を行いました。市町村が地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組む事業の一つとして、介護予防・日常生活総合支援事業、今後総合事業と申し上げますけども、これが位置付けられております。

総合事業は、平成24年の介護保険法の改正により創設をされ、その実施は市町村の選択によるものとされていましたが、平成27年の介護保険法の改正により、総合事業が再編され、平成29年4月1日からは、全ての市町村が総合事業に取り組むこととされました。

総合事業は、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業で構成されています。平成27年の法改正では、従来、要支援認定者に対し介護保険給付として行っていた介護予防ヘルパー及び同デイサービスが介護保険給付から除外され、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業により実施されることになりました。また、これに併せて、市町村が地域の実情に応じたサービスを創意工夫によって提供できるようになったほか、利用者の範囲が基本チェックリストにより生活機能の低下が認められる方にも拡大しました。

なお、一般介護予防事業には、変更はありません。

こうした改正の背景には、単身世帯、高齢者のみの世帯が増える中、生活に必要な買い物や掃除などの生活支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、従来のホームヘルプやデ

イサービスだけではなく、住民が実施する取組も含めた多様な担い手による高齢者の支援体制を地域の中に作っていく必要が生じていることがあります。また、増加している健康な高齢者に地域で生活支援の担い手として活躍してもらおうという期待もあります。

松前町では、介護保険法で定められた期限である平成29年4月1日から総合事業を開始しています。実績は、平成30年3月サービス分において、介護予防ヘルパー及び同デイサービスの利用者は285人であり、そのうち9人が生活機能の低下による利用となっています。

今後は、地域の実情に応じて地縁団体、ボランティア団体、民間企業等の多様な主体による新たなサービスづくりを進めていきます。そのためには、住民等が主体となった多様なサービス体制の創出や高齢者の社会参加を推進する必要があることから、町政懇談会を初めあらゆる機会を捉え普及啓発を行う一方、各校区に設置した協議体で地域課題の掘り起こしや地域資源の洗い出しを行うこととしております。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 再質問で考えてたことほとんどお答えいただいたんですが、最後、最終的には、私はこういう法改正があって、軽度というか、介護認定まで至らないけれども生活に支障が発生するような方々を幅広く介護予防ということで支援していく制度であろうと思ってるんですが、その点についてはかいつまんでお聞きするんですが、今までの介護制度と今回の制度というのは、御説明あったかとも思いますが、利用というか介護の制度を利用できる範囲が広がったという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 従来の介護保険の給付で行っていたサービスについては、要介護認定という制度がございます。これは、全国一律で基準が定まっております、その方の身体的な部分であったり、認知症関係であったり、そういったところで判断をされます。ただ、各地域に住む高齢者というのは地域の実情がありまして、生活していくにはその地域の条件であったりとか、例えば近くに商店がないとか、そういった地域性がございますので、そういったところで生活に苦慮している方も多いと。そういった方を救うやり方としてこういった総合事業ができてきた。

もう一方は、先ほど言いました要介護認定、これに引っ掛からない方につきましては、ただそこまで至らない、そこも基本チェックリストというところで生活機能が落ちているよということであれば、それを介護保険給付ではなくって、こういった総合事業の方で救って地域で生活ができていくというようなことを制度として国が考えておりますので、それに松前町も、当然松前町の地域でもそれぞれ住みにくい方、生活しにくい方おられますので、これを進めていくということでございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） よく分かりました。

当町の場合、相談窓口というのはどこになりますでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 先ほど申しました総合事業、これを推進するために、支援体制事業というものが地域支援事業の中で行われております。これにつきましては、役場の中でいけば、健康課の中にある地域包括支援センターの方が担うこととしておりますので、相談窓口もそちらの方になります。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 先ほど御答弁もありましたが、周知方法についてはいろいろ御説明ありましたがけれども、私としてはその中には老人会だとかというところも含めて考えておられますか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 老人クラブも一つの方法でありましょうし、それと各地域に高齢者のサロンもありますので、そういった機会も含めて地域の方に話す機会があればどんどん話してもいきたいと思っております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 周知方法というのは、何事をやるにおいても大切なことだと思います。だから、老人クラブでもいろいろとあり、老人クラブあるいは公民館活動においてもいろいろ機会があるかと思っておりますので、身近に感じる方々にこういう制度、改編があつて、それがどういうものなのかということを知っていただければと思います。また、諸行事の中でいろいろとそういうふうな機会を捉えて、この保険制度の内容を知っていただく努力が必要かと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それについては、最終的にはいろいろ私が申し上げることを考えておったんですが、もうお答えがほとんど出てましたんで、質問を次に移らせていただきます。

3問目としまして、公共事業計画について今後の公共事業と官民連携について御質問いたします。

国では、財政状況が厳しさを増す中でインフラの老朽化対策や災害に備える減災・防災対策等の課題にも取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備、維持更新を的確に進めていくことが求められております。

そうした中で、公共施設の整備、維持管理、運営の各段階においても、民間の資金、経営能力、技術的能力を最大限活用する官民連携手法が有効であるとされております。従来、公共のインフラは、企画から建設、運営までを行政が主導して行い、設計や建設、維持管理などの個別の仕事を民間企業に外注するというやり方でありました。そのために個

別の仕事の内容が事前に細かく決められることも多く、民間企業側の創意工夫の余地は余りありませんでした。

近年、公共サービスの提供において官民連携事業の導入を促進するために、官民間の対話・提案を積極的に実施する動きが全国で見られます。官民間の対話・提案手法は、PFI法のほか一部の地方公共団体では、事業に関する情報提供や民間事業者との意見交換を行うセミナー・フォーラムの開催や事業計画の策定や公募要項の作成に当たってあらかじめ民間事業者と意見交換を行うサウンディング型市場調査といった様々な官民間の対話・提案の取組が行われております。当町の事業においても、官民間の対話・提案型を採用すべきではないかと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、公共事業計画についてお答えします。

昨年策定しました松前町公共施設等総合管理計画では、公共施設の管理に関する基本的方針の一つとして、効率的な運営のための民間活力の導入を掲げ、サービスの向上や財政負担の軽減のため、効率的な運営を図ることとしています。

今回、議員が提案されています官民間の対話・提案型は、現在注目され始めた新たな民間連携の手法で、民間活力の導入を推進している先進自治体において研究、検討され、一部で導入が始まっています。この官民間の対話・提案型は、始まったばかりの手法であるため、実践している先進自治体の事例などを参考に、今後研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 当町においても大きな事業がこめじろ押しになってきております。そういった意味でここに出ますPFIとか、こういう対話型において町の将来的な財政とか、そのあたりを見合わせて民間の知恵をかりながらあるいは民間企業の資金というか、それを活用してやっていく方法として、まず対話の方法を私は申し上げておるわけでありまして。それを活用して、最終的には町の財政、将来の持続可能な財政を築くための一つの手段としてこういう方法を積極的に取り入れていただきたいというふうに思っております。地方公会計制度あるいは公共施設等総合管理計画、これら基本は持続可能な財政を構築するための手段であります。いろいろな指標において優等生の部類に入る当町ではありますが、それに安住することなく危機感を持って住民にしっかりと説明をできる体制を築いていただきたい。そのための手法としてこういう官民の対話から官民連携という流れをつくっていただけたらと私は思っております。

そのためには、私は学校教育が教育だけではないと思います。行政サイドでのこういっ

たいろんな手法を学ぶという体制、意識改革の体制をこれからどんどんとそういうふうに醸成していく行政であってほしいなというふうに望むものであります。具体的な、突飛なことでありますが、そういう行政内の教育というものに資する教育予算といたらいいんですか、行政側の教育予算というものを設定して、それを十分に活用しながら職員の方々が意欲を持って、町の将来のために俺、私たちはこうしなければならないという、そういう意欲を持って仕事に励んでいただけるような、そういう環境というものをつくっていただけたらというふうに思います。

以上であります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

3 番金澤浩議員。

○3 番（金澤 浩議員） 3 番金澤浩です。議長からお許しが出ましたので、ただいまから一般質問をいたします。本日は、4 件の質問を出しております。

まず、1 件目からまいります。一問一答方式でまいりたいと思います。

まず、1 件目の質問は、平成29年、昨年台風18号の被害後に策定した雨水対策、また防災担当理事に関する質問でございます。

ちょうど昨年の台風18号の被害があった後、どのような対策をするのかということで質問をさせていただきました。その際に、副町長の方から、ちょうど来年の、ちょうど今の梅雨どきまでにですね、策定するというお話がありましたので、お聞きする次第でございます。

昨年のあの台風の後、重信川の状況に関して国交省の職員の方々などを招いた際に、災害の会議室は満員ということで、町民の皆さんの関心も非常に高いということでありました。ですので、事前に、先日、6月7日には、議会の方では議員全員協議会の場で土木事業に関して概要の説明はありましたけれども、町民の皆様もそのあたりはどうなっているのかということでお待ちの方が非常に多いということで、今回の質問に至りました。

そこで、その概要、雨水対策なんですけれども、いろいろと調査時間結構長かったと思うんですけども、今までの課題というのは何だったのかということが第1点目。

第2点目は、それに対する、課題に対する施策及び具体策です。いつ、どこで、誰がどんなふうにするのかということ。それを第1点としてはお尋ねしたいと思います。

あと2点目としましては、今後、気象庁や県などの防災情報あるわけなんですけれども、災害が差し迫った場合、いよいよ来るぞと、来るかもしれないと、今朝も関西の方で地震がありましたけれども、そのようなときに初動の対策としてどのようなことをやるのか、またその内容の優先順位をお尋ねしたいと思います。

あと、第3点目としましては、防災対策、やっといういろいろと具体的なところが出てき

て、前回の全員協議会ではシミュレーションを含めて具体的なもの、一定の評価ができるというすばらしいものがありましたけれども、これからといったときに、町長、副町長を補佐するということで設置されました防災担当理事がいつの間にかいなくなってしまったと。ポストがなくなったということですよ。特に、私の記憶では、議会でも報告などはいただいてないのではないかなと思いますので、そのなくした理由です。あと、これまでの防災担当理事2名いらっしゃいましたけれども、理事がなされた仕事の成果とは何なのか。あとは、防災担当理事を置く必要がないと判断した根拠とは何なのかということですよ。これをお尋ねしたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 私の方からは、平成29年台風18号の被害後に策定した雨水対策についてお答えします。

昨年の台風18号で床上、床下浸水が発生した長尾谷川の右岸に位置する筒井地区は、従来から浸水被害が発生していたこともあり、当該地区の地形的な弱点や水路のネック箇所を的確に把握し、既存の排水路網やポンプ施設を有効に利活用する前提で効果的かつ財政的に実施可能な雨水対策計画を本年3月に策定したところです。

この計画を策定するに当たり、現在の問題点を検証した結果、大きく分けて4つの問題点が抽出されました。

まず、1つ目は、地区内の排水路断面が小さく、大幅な流下能力不足が生じていること。2つ目は、長時間連続の強い雨に対し、義農排水ポンプの排水能力が不足すること。3つ目は、浸水被害の大きかった地区の地盤高さが満潮位より低いため、自然排水ができなかったこと。4つ目は、流域外である国近川から河川水が逆流している可能性があることです。したがって、課題は、これらの問題点を解消することでした。

この検証をもとに課題に対する施策として、シミュレーションにより、主要排水路の拡幅、義農排水ポンプの増強及び雨水貯留施設の建設などの効果を検証した結果、西古泉筒井境の水路を拡幅し流下能力を向上させることで、昨年の台風18号と同様の降雨であれば道路冠水は発生するものの、床上、床下浸水は大幅に減少することが判明した。あわせて国近川逆流防止ゲートを設置することで、より浸水被害の軽減が期待できること。更に、これらの事業は費用対効果が最も高い施策であることから、西古泉筒井境水路の拡幅と国近川逆流防止ゲートの設置を実施することとしたものです。

今後は、工事を施工するに当たり、沿線住民の理解、協力が不可欠なことから、説明会等を開催し、住民周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 今後、気象庁や県等の情報により、松前町に災害が差し迫った場合の具体的な対策と優先順位についてお答えいたします。

災害時の最優先事項は、人命救助であります。具体的な対策としましては、災害対応は初期段階が非常に重要であることから、町民の皆さんの判断に役立つ確な情報を早期に収集し、その情報を全ての方にタイムリーかつ確実に伝え、そして避難の徹底を図ります。

そのため、昨年の台風18号の教訓を踏まえ、現在、職員の参集基準や体制、避難勧告等の発令基準や対象地域について見直しを行っている最中ですが、降雨量、潮位、河川情報など気象情報の収集は早期から開始し、職員の参集時期や人数、消防署や消防団との連携、対応策などについて速やかに決定できるようにいたします。情報の伝達については、本年度、放送内容を1度の操作で防災行政無線、携帯電話、スマートフォンなど、多重な情報の送信が可能となるよう改修を行い、より多くの町民の皆さんに災害情報を確実かつ速やかにお伝えできるようになります。

具体策の優先順位は、何といたっても守るべきは住民の生命でありますので、安全に逃げていただけるよう、避難準備、高齢者等避難開始や避難勧告の発令について、そのときの状況に合わせ、適時的確な対応を選択してまいります。

次に、防災担当理事についてお答えいたします。

平成28年4月からそれまでの防災担当副町長にかえて防災担当理事を配置し、継続して防災・減災対策に力を入れてきました。

職務として本年3月末までの2年間に庁内横断的な体制で防災への取組を進めたほか、地域防災計画の改定、原子力災害による避難者受入れ計画の策定、総合防災訓練の企画立案、また昨年度の台風18号における課題の抽出や整理等が挙げられます。

組織改革や人事異動は、そのときの課題や状況に応じて全体のバランスを考えながら、一番効率的で適切な配置を行っていかねばなりません。今回、台風18号を踏まえて、実際の災害時の対応を重視する必要があると判断したため、防災担当理事の職を廃止、現場での経験や知識が豊富な前伊予消防等事務組合消防本部消防長を行政支援員として4月1日から配置して、防災・減災対策マニュアルの見直しや災害時の対策に尽力してもらうこととしました。

なお、災害時の指揮監督については副町長が担うこととしており、支障はありません。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、再質問させていただきたいと思えます。

まず、1点目、こちらの方は、雨水対策に関しての土木事業の関係。これは、私、議会の方でも全員協議会でシミュレーションの図など様々御説明を受けてましたので、非常に

評価できる内容ではなかったかなと思っております。そこで問題点を抽出して、それに対するシミュレーションまできっちりやって、何が問題か、費用対効果が高いことをなされる、非常によろしいことだと思います。

そこで、お尋ねなんですけれども、ゴールははっきりしてますよね。これから沿線の住民の方々への説明会もあるということなんですけれども、工事一朝一夕にぱっとできるものではないかと思えます。当然ながら、いつまでに何をどのような形でと、短期計画、短期、中期、長期。住民の方からすれば、いつできるんだと、早くやってくれというのが本音だと思うんですけれども、そのあたりの計画というのはもう既にでき上がっているということによろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 今後の計画なんですけれども、まず住民周知、理解をいただくために、先ほど申し上げたように説明会を開催したいと考えております。工事については、住民の方々の理解を得られてから立案、設計をしていくということですが、工事については短期間で、高く、そこそこの費用がかかりますものなので、一括的な工事の施工でなくて、短期的、期間を分けて工事を進めていきたいと考えています。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 期間を分けてということなんですけれども、大体ですが、詳細はこれから設計をしてという話になろうかと思うんですけど、ということなんですけれども、例えばラフ案でも、大体、ラフな、アバウト、概要として、例えば今年のいつぐらいまでにはこういったことをしてと、年内には最低限これくらいのこととか、そういったアバウトな案というのは、御計画というのはあるのでしょうか。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 今年度中に住民の方の理解をいただいた上で、来年度に設計をしたいと考えてます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ということは、実際にプランはできとんだけれども、じゃあどういうスケジュールでやるというのは、これからということでございますね。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） はい、そのとおりでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 災害対策ですので、住民側からすればすぐにでも取りかかってほしい。でも、そうすぐもできないといろいろ相反する事情があるわけなんですけれども、一日も早くそのあたりの計画にしても、恐らく住民説明会でも当然質問される内容だと思いますので、そのあたりはきっちりとできる限りのことは御尽力いただきたいと

思います。

それとあと、2つ目の質問になります。

防災担当理事に関して、適時、その時々町の課題に対しての人事配置をなさっているということで、特に現状、逆に防災に対しての経験豊富な方を行政支援員として置かれたということは、いなくなったわけじゃなくて、かわりの方がちゃんというということで、一つは安心いたしましたけれども。

人が変わってもその業務をきっちりとできる、専門の方なので大丈夫なのかなという感じはしないではないんですけれども、そのためには業務の引き継ぎであったりとか、誰が変わってもきっちりと同じような、同じレベルの仕事がきっちりとできるということで、言いかえると文書管理と言われるもの、マニュアルとか、種類の文書管理というものがありますが、そのために何か工夫なさってるというような、人が変わっても特に問題なくできるような工夫とかというのはあるんでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 新しく4月から、先ほども言いました台風18号を踏まえまして、水防準備態勢マニュアルとか、あとその中に職員の参集基準もありますので、そういうふうなものを見直したり、あと災害対策本部の設置基準の見直しとか、そういうふうな、18号の後、今後我々がやるべきことについて今早急に危機管理係、課長をはじめ全員で取り組んで、支障がないように今やっているところでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 特に人が変わったりした場合、いろいろミスなども出がちなところですので、そのあたりは特にその辺を留意された上で御尽力いただければと思います。

あと、まだ質問ございます。

あとは、御提案になろうかと思うんですけれども、2番目の質問で初動の態勢が大切だということで、人命が第一、ごもっともなお話なんですけれども。

特に、今回、今年の台風18号のときに床上浸水したりしたところというのは、なぜもっと早く土のうが手元に来ないのかといったようなお叱りを受けたのが非常に多いわけなんですけれども。これ、例えばのお話なんですけれども、地域ごとにちょうどごみ収集場所のような保管場所といったものをつくって、日頃から土のうなどの資材を常備しておくというのは、いかがなものかなと思います。

更に加えて、特に土のうというのもいろいろと材質があって、経年変化ですぐにだめになるものとか、2年とか3年とかもつものがあるということも聞きます。ですから、機能の耐久性の高い土のうを各地区ごとに常備しておけば、一々軽トラで走ることもなく、自主防の皆さんにも御協力もいただいてやりやすいのではないかなと思います。そ

このあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 地域で土のうを常備していただくというのは、自分の地域は自分で守るということで、私個人的には賛成です。ただ、これから各地域にそういうふうに置いていただけるかどうかというのも、こちらから提案していく必要もあると思います。

なお、議員ももう御承知のとおり、今年度、消防署に倉庫を建てて土のうを常備しておくようにしております。そういうふうな体制で土のうについては今後計画的に進めていきたいと思っておりますし、また土のうの運搬については、今、松前町の土木協会とも協議しながら、職員はあくまでもいろんな情報収集とか避難場所、あと本部の設置、そういうふうなことに尽力を尽くして、土木協会の方に土のう等の協力をお願いできないか先般協議もしました。今後もまた進めていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 前向きに御検討くださるということなんですね。非常にうれしいことだと思います。

特に、災害の対策としてプランはすばらしいプラン、いろいろ原因も調べて策定されてはいるんですが、実際の工事が来年度以降となると、またいつ起こるとも分からない災害ですので、まずは今できることで対応できることというのは、今申したよう、提案したようなことになると思いますので、そのあたり重々地域の防災組織の方々も巻き込んでいただいて、早急にできることを整備いただければと思います。

それとあと、もう一つだけ質問いたします。

安全・安心のまちづくりには、地域防災というのが一番の取組であると私は考えます。そこで、今後、もっと根本的な施策をきっちりと、今やりつつはあるわけですが、提示していかれて、まちづくりを進めていただきたいと思うのですが、町の考えとしてはいかがなものでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 今後、自主防災組織との連携、あと防災士との協議会も今年度回数を増やすようにしておりますので、そういうところでそれぞれの地域の実情に合った計画づくり、あと話し合いを進めていけたらと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 是非そのように進めていただきたいと思います。先ほど住田議員の質問の中で、移住者を呼ぶといったようなこともあろうかと思えます。町の魅力の一つとして、昨今はこの防災対策というのは非常に重要な要素になろうかと思えますので、是非積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、議長どうします。

○議長（八束 正） それでは、1時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（八束 正） それでは、再開をいたします。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

テーマとしましては、信頼が置ける業務の推進についてお伺いいたします。

内容としましては、文書管理と業務の標準化についてでございます。

昨今、国会をにぎわせている文書管理の課題が浮き彫りになってきておりますが、一般企業におきましては、文書管理というのは、ISO9000シリーズなどで管理されております。文書管理がしっかりしていないと事務の処理ミスなどにつながることでありますので、松前町としては、町民の皆さんの利益を守るためにどのような文書管理規定や対策があるのでしょうか。これが第1点目の質問でございます。

第2点としては、日々職員の皆さんに対してどのような形で文書管理の徹底の意識付けや啓蒙活動を実践されているのか、具体的なものがあればお知らせいただければと思います。

3つ目の質問としましては、業務の信頼性や生産性、町の場合生産性って余りないかもしれないませんが、の向上を目的とした業務の標準化を推進するマニュアルが町にはあると認識しておりますけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。課題はどうなんでしょうか。

この質問に関しては、特にマニュアルという形で文書管理の中の書類の一つを申してますけれども、事務処理ミスというのが議会の方に年に何回か報告がございます。たまたま前回の全員協議会、5月28日の全員協議会のときも、ある課の事務処理ミスということで、たまたま有資格者の職員が職員と引継ぎがうまくできていなかったとか、マニュアルを見てやろうとしたけど探して、要は手元になかったとか、いろいろとそういった事故もあったということを伺ってますので、あえて今後なくすためにその課題は何だと押さえられているのか、教えていただきたいと思います。

それで、最後、4番目、4つ目になりますけれども、まずはマニュアルを電子化することで改変の履歴が明確になって、マニュアル自体が電子化すると常に最新状態で誰でもいつでも見れるようになるわけでございます。それで、マニュアルをこれ永年保存すべきではないかということなんですけれども、えてしてこういったものを永年保存すると、今も当然役に立つことは役に立つんですけども、これから数年後とか、そういえば2018年にどういう理由でこれが改変されたのかとかという形がよく分かると、業務の効率化にもつながりますし、引継ぎ時もなぜこのような方法をとるのかというのが分かりますので、そう

いった、これは今後の取組として永年保存すべきだと思いますが、松前町の考え方を教えていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 本町の文書管理と業務の標準化についてお尋ねのうち、初めに文書管理についてお答えいたします。

本町では、事務の円滑かつ適正な実施と事務の能率的な処理を図ることを目的に、松前町文書管理規程で文書の受付や発送、起案、整理、保存及び廃棄方法、その他の文書の取扱いについての基本的な事項を定めています。文書は、文書分類表を定め、系統的に秩序立てて管理しており、保存年限に基づき、それぞれ整理、保管しています。なお、戸籍や税務など秘密保持を必要とする文書は、厳重な管理に努めており、秘密文書の廃棄に当たっては、関係職員立会いのもと裁断処理をするなどの対策を講じています。

さらに、文書の整理、製本、保管等を処理する文書主任を各課に置き、この文書主任が中心となって、課内の職員に対して円滑、適正な文書管理事務が行えるよう周知徹底を図っています。

次に、業務の標準化についてお答えいたします。

本町では、全職員が共通認識を持って継続的に統一した対応が求められる危機管理や電算処理、会計事務等の業務について、組織としてマニュアルを作成し、業務の標準化を図っています。これらのマニュアルは電子化し、庁内グループネットワークを用いて全職員がマニュアルを利用できるようにしており、業務が存続している間は必要に応じて改訂を行い、最新の状態を保つよう努めています。

一方、それ以外の個別業務については、担当者個人に任せているところであり、人事異動等に伴う事務引継において、前任者から後任者に対して正確に業務内容を伝えられるよう組織として担保する仕組みづくりが課題であると考えております。

そのため、今後は、個人に任せている部分についても、必要に応じチェックリスト等を用いてダブルチェックを行うなど、正確で適正な業務に努めるよう指導してまいります。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 再質問いたします。

共通認識としてのマニュアルは標準化して、電子化しておっしゃいましたが、個別にやってるものに関しては、まだこれからが課題ということでございますね。

それで、今回、5月28日に報告があった事故の場合は、マニュアルを探している段階であったとか、マニュアルがないのかなと思ったりもしたんですけれども。とりあえず仕事

の手順書と申しますか、マニュアルとかっちり固まっていなくても、例えばこの業務、個人がやってる業務、手順はこうだといったようなものというのは何かあるんでしょうか。書面とか何かそんなものであるのかどうか教えていただけないでしょうか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） マニュアルについては、個人で処理するものにつきましても文書でつくってございまして、それに基づいて処理はしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今の答弁ではちゃんと手順があるというお話ですよ。ということは、たまたまこの間の事故ではそれが見当たらなかったといたら、保管か何か個人のミスということと考えるとよろしいんでしょうか。

○議長（八束 正） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 個人のミスというよりは、手順が複雑なものもございまして、マニュアルも書きぶりによっては適切な処理ができない場合もございまして、内容につきましては、もっと精査して、誰がやっても間違えないような手順書にしていきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） おっしゃるとおり、手順をきちんと管理するのが文書管理でありますよね。だから、あとはそこのあたりきちんと管理する。あとは、この間上の方が出てきていろいろ釈明されてたわけなんですけれども、おっしゃることごもっともなんですけれども、それでは現状、不備というのはどこでもあるんでしょうけれども、その不備を直すために、次にやりますとか、いろいろ御答弁あるわけなんですけれども、実際、現実を見ると、課長、皆、ここにいらっしゃる皆さんが指摘を受けたりしておるケースがほとんどではないかなと思うんですが、実際、一つ一つの業務見直しのときに、その業務に携わってる人でないと分からない部分というのは多々あると思うわけなんです。そのときに、今は、今課長おっしゃったとおり、本来こうだけれども結構複雑なんで結構間違うと、知らない人がやると。その場合、そこの部分をどうするかというのは、個人で考えるというよりも課で考えるとか、また上の方を入れて考えるとかというのが必要だと思うんですけれども、一言で言うと改善提案というもの、出てこないとおかしいと思うんですよ。

町にはその改善提案制度というのがあるとは聞いてるんですが、これまで去年とか提案がゼロだと。制度としてはせっかくあるわけですから、じゃあ、一つ一つマニュアル、御多忙の業務の中で全てやるというのは大変かとも思いますけれども。特にここは例年間違いやすいとか、まずいという部分があると思いますので、それに関して改善制度うまく活用して、今回は改善提案何件ありましたとか。私たち外から見てる人間からすれば、ああ、そういう努力をなさってるのかというのがよく分かりますので、改善提案制度うまく活用

されたらいかがなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 改善提案制度なんですけれども、今回の部分は、事務担当者が作成していたマニュアルだと思うんですけれども、その取扱いということになりますので、わざわざ提案制度で出していただくということではなくて、個人の担当業務の事務改善のことにつながってくると思いますので、それは担当者より課内で検討していただくべきものだろうというふうに思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 担当者レベルという話ですけれども、それでできれば問題ないんですけれども、それで今後改善、ちょこちょこ、ここ数年間、いろんなミスというのが出てくるんですけれども、それは改善は可能と理解していいですか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 個別事務でありますので、担当者以外ではなかなか分かりづらい部分が多々あると思います。それを例えば他の部署の職員であるとか、そういうところが改善提案するというのはなかなか難しい問題だろうというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） なるほど、難しいなと今のお話聞いて思うんですけれども。それじゃ、改善できるんですかね。何か今のお話だと、どこでどう改善していこうと考えられるのかということがよく分からないんですけれども。どうですか、これ改善、度々出てくるということは、結構どこかに何か改善すべきところがあるとは思ってますけれども。これはもう致し方ないことなんですかね。どうなんでしょう、そこのあたりは。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 改善ですけれども、担当者が上司の職員と相談して、ここでこういう問題があるので一緒に考え、課内なり係内で検討して改善を進めていく、そういう形になろうというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、副町長がおっしゃったようなやり方というのは、文書管理ですよね。要は、いつ、どこで、誰が何をしても同じことができる、誰でも同じことができる、担当変わっても同じことができるということをやするためには、それ精通した人でないと分からない。何かよく分かったような、分からないような形なんですけれども。一番文書管理ができるのかどうか、改善するのは当たり前の仕事ということで皆さん御認識なんで、それは問題ないわけなんですけれども。そこどうなんでしょうかね。文書管理という形で町がきっちり管理できるんですか、そこは。今の御答弁じゃ、そこがよく私分からないんで、回答いただけますか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 少し整理をしないとイケないんですけど、まず文書管理というのは、公文書をどのように管理をしていくか、作成から保存まで。これが文書管理でありまして、今議員がおっしゃっておられるのは、仕事の進め方の管理ということで、文書管理ではありません。

仕事の進め方の管理というのは、いろいろな仕事がたくさんあるんですけども、組織として統一した処理をやっていかなければならないような仕事もあります。それは必ずマニュアルができておりまして、それに従って手順が定められて、その手順に従って進んでいるというようなものもあります。

ところが、日々のルーチンワーク、文書が届いて、それを読んで、どういう処理をする、それに対してどういう起案をして、どういうふうなそれに対して事務をしていくというような手順については、マニュアルなんかはありません。それは、担当者がその文書を見てどう処理するかというのを判断しながら、順次事務を進めていくという形になってます。ですから、それはもう個人に任せられている進め方をするようになります。

一定の許認可なんかでどこをチェックしていくかというようなものについては、恐らくそれぞれの許認可についてチェックリストみたいなのがあって、あるいは審査基準みたいなのがあって、それは設けられてまして、それに照らしながら進めていくわけです。

そういうふうないろいろな事務によっていろいろな手順が定められて、文書になっているものもあるし、法律に定まっているものもあるし、いわゆる伺い定めで決めているものもあるし、場合によっては個人が自分の仕事の進め方として整理をしているものがある。そういうような中で進んでいっているというのが実情であります。

間違いが時々発生するんですけども、そのときにチェック不足があったり、ダブルチェックができなかったりすることで間違いが起こったりするわけですけども、基本的には、私は役所、県庁におりましたし、役場でも見ておりますけど、仕組みそのものは非常によくできてるんです。ところが、よくできてるんだけどミスが起こるときというのは、仕組みのどこから、上手の手から水が漏れるというか、ちょっとダブルチェックを怠っておったり、何かの事情で気がそれたりと。制度そのものというよりも、そのときそのときのミステークというか、勘違いというか、そういうものが重なって物事が起こってしますので、いろいろ誤りが起こった後には、必ず定められたチェックどおりのダブルチェックをするような徹底をするということを私の方からは指導して、周知をしているところです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私は企業人で、一般的には、いつ、どこで、誰が何をしても同じことができる、要は文書管理、それはマニュアルですけども、それができていないと、

文書管理ができていないと永年教わってきておりますので、その感覚でお話いたしましたけれども。実際、今の町長のお話だと、盲点があるということですね。ダブルチェックでそれを解消したいというようなお話でしたね。そのあたりもきっちりとルール決めというか、なさっていただいて、是非二度と事故が起こることがないように尽力いただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。少々お時間をいただきます。

それでは、3つ目の質問に移ります。

テーマとしては、保育事業に対する取組についてというテーマでございます。

要旨としましては、安心・安全の町の財源有効利用についてということで数点質問がございます。

まず、第1点目としまして、昨年2月の議員全員協議会の説明では、町営の二名保育所は建て直す費用よりも、私立の青葉幼稚園に補助金を出す方が、将来経費がかからないという説明がありましたが、お間違いはないでしょうか。

また、同時に青葉幼稚園さんが認定こども園開園というのも今進めていらっしゃるわけなんですけれども、それに向けての進捗の具合は具体的にどうなんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、2つ目の質問としましては、昨年3月の議会以降の御答弁の中で、二名保育所と青葉幼稚園さんが行う認定こども園との連携は特にはないんだと、二名保育所が廃園された後は個々の保護者の方々が御自身のお子さんたちの受け入れ先の園、保育園を決めるという話でしたが、これも間違いがないかお答え願います。

今度、3点目としましては、二名保育所は今年いっぱい廃園にすると今年4月の入園式で保護者に伝えられたと聞いておりますが、これも間違いないでしょうか。

次に、4つ目でございます。先日、二名保育所を視察に参りました。そうしましたら、外壁や、あと室内、とても計画的に補修がなされてきたものではないんじゃないかと思うようなひどい状況でした。そこでお尋ねしたいのが、二名保育所の改修履歴というのはあるんでしょうか。具体的にどんな補修をこれまで行ってきていらっしゃるのか、補修の内容を簡単に時系列に説明していただければ幸いです。

最後、5番目としましては、公共施設等総合管理計画の枠の中で、保育施設、町の保育施設何軒かあるわけですけれども、その管理をどのようにしていこうと考えられているのか、その点を教えていただければと思います。

質問は以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 安心・安全の財源有効利用についてお答えいたします。

まず、二名保育所の建て替え経費と青葉幼稚園への認定こども園建設に対する補助経費及び二名保育所の運営経費と青葉幼稚園への施設型給付に係る町の負担額の比較については、平成29年9月議会において御説明しているとおりで、国の補助基準額等の変更はありますが、青葉幼稚園が施設整備し運営する方が、町にとって経費削減になることに間違いはありません。

次に、青葉幼稚園の認定こども園開園に向けての進捗についてお答えします。

学校法人後藤学園が建設を目指している幼・保連携型認定こども園は、市街化調整区域に位置し、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要ですが、先般、後藤学園から開発の協議に時間を要しており、今年度の完成は困難な状況であるとの連絡を受けました。

続きまして、二名保育所廃園後の子どもの入園先については、保護者が主体的に決めることであり、町が青葉幼稚園に行くよう要請することはありません。

また、入園式において、二名保育所の廃園の方針が決定していることについてはお知らせしましたが、廃園の時期については発言していません。

次に、二名保育所の補修については、平成29年9月議会でお答えしたとおり、これまで計画的補修を行っておらず、改修履歴を整理した台帳もありません。

最後に、今後の保育施設の管理については、公共施設等総合管理計画で定めた公共施設等の管理に関する基本方針に沿って各施設の点検を行い、優先順位を定めて計画的に修繕、改修を行っていくことで、安全性の確保と長寿命化を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、再質問いたします。

まず、1番目の質問の中で、二名保育所を建て直すよりも青葉さんに補助を出した方が経費が削減になる。そこで、今話が進んでいるわけですけども、何か進捗の方が市街化調整区域の処理がうまくいってないと、進んでないということですかね。お話あったんですけども、これは、実際、二名保育所を閉める時期はまだ決めてないということですけども、これは合わせるんですか、いかがですか。保護者の方が受け入れ先は決めるということになってるんですけども。これはばらばら。それじゃ、二名保育所の閉園時期というのは変わるんで、それによって変わるんですかね。そのあたり疑問なので教えていただけますか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 従来からお話ししたとおり、二名保育所の廃園時期についてはまだ定めてはおりません。ただ、先ほど話したとおり、後藤学園の方の建設が遅れるということであれば、二名保育所の影響は、これは出てくると思います。ただ、現在のと

ころ、口頭での報告ということですので、今後詳しい話を聞いて、どの保護者に向けて説明をするであるとか、今後のスケジュールであったり、そういったものは今後協議検討が必要な部分であろうかと思えます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今のこの時間になって、市街化調整区域というのは初耳のことなんですけれども、当初、建設予定案があって、議会にも予算取りのお話もあって。ということは、予定のお話があっていろいろ話を進めてる中で、そのあたりの確認とかは町ではされてなかったんでしょうか。いきなり降って湧いたような話ではないんじゃないかとは思いますが、いかがですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 町内の市街化調整区域、この中で青葉幼稚園に限らず、保育施設であったり、その他の社会福祉施設、そういったものを整備する場合は都市計画法の適用を受けますので、必ず開発行為が必要となります。それは十分青葉学園さんの方も分かっておいて、その手続はしとったんですけども、そこに時間を要したということになります。

町の方としましては、当然それまでの準備の段階で開発許可申請、それを経て建築確認の届け出をして、その後入札に入るというスケジュールでおりまして、そのところに町の方が最初聞いたスケジュールより遅れるということで、またその状況を確認すると、開発のところで思わぬ時間を要しておるといふことの連絡を受けたところでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 予定どおりいかないというのは本当困ったことだと思うんですけども、実際、二名保育所に子どもさんを預けてる保護者からしたら、当然近くなんで、私が近くにいたら当然青葉さん選んで子どもやると思うんですよ。そこを考えると、閉園するとは言われた。でも、実際いろいろ蓋を開けたらいろんなことがあって進まないというんでは、踏んだり蹴ったりというか、非常に不安要素が大きいと思うんですよ。今後、民間だったら全部判子を押さないと話が進まないとかよくありますけれども、途中でこういうことが出るというのは、保護者や子どもさんにとって申し訳ない話ではないかなと思うわけです。

そこで、二名保育所を閉園して青葉幼稚園さんにやってもってらうという、これもう決断されてるわけなんで、やると決めたからには松前町としての責任も大きいんじゃないかなと思うわけです。このあたりは、松前町、町長の強いリーダーシップの下に何とか早めていただくというようなことはできないもんなんでしょうか。いかがなもんですか、このあたりは。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 開発について、建設についても手続というところであれば、県の開発を担当しておるところに町の考え方については伝えてはおります。ただ、例えばひまわり保育所であれば従来の建物を建て替えるということで、園児の移動はありませんので、年度途中の開園でも問題はないんですけども、今回、認定こども園ということであれば、4月に開園を必ずしていただかないと保護者の方に迷惑がかかりますので、そういった意味では4月開園は今の段階では難しいということであれば、これはもう一年遅らせるしかないかなと。

ただ、従来町の方が保育所、幼稚園等の募集というのは10月頃に行っております。ただ、この時点でどうなるか分からないという状況では、逆に保護者に不安を与えるということで、町の方としては、今現在青葉幼稚園の報告を受けて、今年度は断念せざるを得ないかなというふうに判断をしております。

ただ、先ほど言われましたように、二名保育所の保護者も影響あると思いますし、現在青葉幼稚園に子どもが通っている親若しくはその周辺の方、町立保育所でも小富士保育所だったり、そうところにも影響があると思いますので、まずどこまで説明をするべきか、それが町がするべきところと青葉幼稚園さん、こちらがするべきところも整理しないと、情報を時期的にもばらばら、内容もばらばらで報告するわけにはいきませんので、そのあたりは今後青葉幼稚園との協議をして、町でやるべきところ、そこは整理をして、お知らせはしていきたいと思います。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 内容は分かりました。実際、保護者から見たら、町の方に責任があるのかとか、青葉さんに責任があるのかとか、責任の所在を求めてくる人も中にはいらっしゃると思うんですけども。そのところはできるだけ最大限の努力をしていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

今のお話だと、結局は、見通しとしては、もしかすると青葉幼稚園さんの認定こども園は1年延びる可能性が非常に高いというような形なんですけれども。一番心配なのは、それじゃ二名は存続する可能性、また1年延びる可能性もあるということですよね。そう考えると、この間、雨漏りやら何やらがひどいという声を耳にしたもので、見に行ってきました。当然、10年以上前も、10年、20年ぐらい手を入れてないんじゃないかというような、壁には爆裂ができて、ぼこぼこいぼみみたいになってるわ、中は水漏れの跡で壁紙が浮き出てるとか、もう散々たるものでした。

その中で、そういうことを見ると、一般的な見方として、もともと二名保育所というのはもう10年も20年も前ぐらいから閉園する計画だったんじゃないかなとも見えるんですけど

ども、そのあたりはそういう計画はなかったんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 二名保育所の閉園については、今まで議会でお話ししておるとおりでございます。10年前から廃止の計画があるかという、そういうものはございませんでした。先ほど補修のところでは答弁したとおり、計画的な補修というのは二名保育所に限らず、町内の保育所ございませんでしたので、公共施設等管理計画、これに基づいて今後は計画的に見るべきところは見て、直すべきところは直す、優先順位を定めてやっていきたいと思っております。

二名保育所についても、当然、閉園してから青葉がするというものではございませんので、青葉幼稚園が認定こども園を開園することによって充足が満たすと。満たされれば、二名を廃止するという方向ですので、それに向けて、先ほど申しましたように若干スケジュールずれますので、二名保育所の廃園時期についても影響があるかと思っております。それに基づいて、直すべきところがあれば直していきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 計画がなかった。そして、加えて補修もしていなかった。行政というのはそんなもんなんですか。何か民間の感覚からすると、ものすごくより経費がかかる方法をとってるようにしか見えないんですけれども、そのあたりは松前町に限ったことではないんでしょうか。いかがですか、そのあたりは。不思議に思うので、伺います。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 他市町の状況は分かりかねますけれども、松前町においては、この二、三年、平成27、8年頃、それまでは保育所の入所率というのは、たしか年々低下をしておったと思っております。最近、景気が回復してきたこと等もあるんでしょうけれども、保育所の入園希望が増えてきたというところで、町の方としては以前に比べると保育所を利用する保護者、これが増えてきたと。そういうところで想定外といいますか、思わぬ利用があったと。そういった部分では、町の施設の見込みというのが10年前と今の時点では変わっております。そうしたところから、計画的な補修というのは行われてなかったんじゃないかなとは思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） いろいろそういう事情があるんですか。

あとは、私、この間見て思ったんですけれども、非常に危険な状態を感じたんですけれども、部長、その辺は押さえられていますか。二名保育所、非常にまずいところ気づいたんですけれども、部長はどのあたり押さえられていますか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 私も直接二名保育所見たのは、福祉課長のときが最後でございまして、今の現状は確認はしておりません。

ただ、その当時についても雨漏りによる壁紙の剥がれであったりとかありますので、それについてはその時々で対応はしてまいっております。

現在、今の状況というのは、私自身では確認はしておりません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私が認識した危険というのは、所長のお話では、子どもさんたちを食事させたりとか、あとお昼寝するときに使ってる部屋ということで、ちょうど入園式なんかするあの広い部屋ですか、あそこのちょうど窓枠のところ、シロアリにやられてすごいんですよ。もう昨日、今日で付いたようなシロアリの食った跡ではないんですよ。しかも、天井の方にもシロアリがちょっと食ったような跡が点在してるわけなんです。特に二名の場合は耐震基準満たないというようなこともありますし、今朝の関西の地震じゃないですけども、とてもじゃないですけども自分の子どもだったら置いとけないなと背筋が寒くなりました。恐らく、現在課長になられた方は、そこのあたりも行かれてるはずなので御存じだと思えるんですけども、早急にそこのあたりは点検、補修しないと、子どもたちの安全にかかわることありますので、是非やっていただきたいと思います。そのあたりどのように計画的にやるかというのは、そのあたりはどうですか。課長から報告などは伺ってはいないですか、部長。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） その件に関しましては、報告は受けております。ただ、どの場所かまでは確認はとれてませんので、そこについてはまた現場を確認したいと思います。ただ、先ほど金澤議員に言われたとおり、耐震化のない施設ですので、構造物本体をさわるわけにはいかないとはいえますけども、窓枠等子どもが直接けがをするようなところについては、補修で対応していきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 二名の保護者の方々によれば、二名は閉園、ある意味しょうがないかと。青葉さんが新しいところでやるのであれば、まあ新しいところはいいねというようなお話もどうもあるみたいですけども。

加えて、現状、シロアリの危険、ましてや今朝の地震とかがあると余計にそのあたり不安度が増すと思っておりますので、シロアリに関しては早急に対策を検討いただければと思います。

あと、もう一つ再質問ございます。

あと、これまで補修をしてこなかったという事実は、それはそれで分かったんですけども。あと、今後、公共施設等総合管理計画、昨年策定されたわけですよ。その他の施

設も含めてどのようにメンテをするか。当然ながら耐震診断、保育施設に関しては全てしているわけで、それを見た上での資金繰りというのもお考えだと思います。そこで、安心園・安全の優先順位などを人命を最優先で考えた上で、どのように今後ほかの施設やっというかというような計画とかはあるんでしょうか。

(「意味が分からない」の声あり)

○議長(八束 正) 金澤浩議員。

○3番(金澤 浩議員) 要は、耐震診断などして状況は総合管理計画でも押さえてると思いますので、保育施設に関しての、要はお金、資金計画がなければ何も始まらないんですけども。そのあたりの資金計画というのは、どの程度まで現状考えられているかといったところです。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) 資金計画については、まだ定まっておりません。現在、公共施設等総合管理計画の中で各施設の点検、これを通常職員が目視でできるところは目視をして、そこで対応できる分は対応する。目視でできない部分については、業者委託にするというようなところ、この内容について財政課の方から具体的な手順書を今定めておるところです。それができれば、各施設の、例えば軒であったりとか、そういったものは職員の点検でできる部分は職員で点検をして状態を確認すると。それと、機械設備であれば、機械設備の寿命、償却、そういったものを見ながらどうするか、まずはそれをしてその後、いつ頃点検が、補修が必要かというところで、その場合の費用については今後の積算になろうかと思っております。

○議長(八束 正) 金澤浩議員。

○3番(金澤 浩議員) いろいろやるべきことは多いようなんですけども、今よりも子どもたちがより快適に、安全に、安心に過ごせるように。二名を見ると、ほか大丈夫だろうかと。例えば白鶴にしても、雨が降ったら水しぶきがかかって、なかなかうまく通れないようなところもあるとは聞いてます。そのようなことを考えると、次世代を担う子どもたち、ましてやまちづくりの中で若い方々に子育てしやすい町というのを印象付けたいというところからすると、遠い話だと思いますので、そこは更に重点、優先順位を高くして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、この質問は終わりました、次の最後の質問に移ります。少々お時間いただきます。

それでは、4つ目の質問に移ります。

テーマとしては、介護保険料についてということです。

要旨としましては、介護保険料、こちら65歳以上の介護保険料という意味です。松前町は愛媛県下で3番目に安い町だということが、先頃報道されました。町民の皆さんから見

れば喜ばしいことだと思えるんですけども、それに関して質問いたします。

まず初めに、65歳以上の介護保険料、調べましたところ、始まった当初、3年置きに市町の見直しというのが、これあるわけですけども、2000年から2002年までは、全国平均で2,911円だったわけなんです。ところが、この18年、16年から始まって18年までの3年間、全国平均で5,869円まで上がっております。何と、18年で2倍以上になっている計算になるわけなんです。

それで、今年、愛媛県としては約6%の引き上げで、愛媛県全体の月額平均としては6,365円になったという報道があったわけなんです。その中で、県内の中で一番高いのが東温市で月額平均7,278円、もっとも低いのが伊方町で月額平均5,000円というわけだったわけなんです。その中で、近隣も見ますと、松山市が6,650円、伊予市が6,500円、砥部町が6,415円、松前町はというと、3番目なので5,300円だったと。非常に努力されているということが伺えるわけで、喜ばしい限りなわけなんです。

そこで、こちら5,300円というのは、かなりいろいろ努力された結果、変な聞き方になりますけれども、数年前からきっちり対策をとって5,300円を実現されたのか、その場合でしたらどんな施策を取ってこられたのが成功したのか、それを伺えればと思います。失礼な聞き方になるかというのと、たまたま少なかっただけなのかと、そんなことはないと思うんですけども、そのあたり、なぜこれが実現したのかという、そこを聞かせていただきたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

小池保険課長。

○保険課長（小池良治） まず、介護保険料の算定について申し上げます。

第1号被保険者個々の保険料は、3年ごとの介護保険事業計画において給付の見込みにより見直すことになっており、本人、世帯の課税状況や所得に応じて段階が決まります。この段階を決める際に基準となる保険料が、保険料基準額と言われるものです。

保険料基準額の算定に当たっては、まず保険料収納必要額を算出します。これは、3年の計画期間中に必要と見込まれる介護保険事業に要する費用に65歳以上の第1号被保険者負担割合を乗じて第1号被保険者負担相当額を算出し、この金額から地域格差を是正する調整交付金を差し引くと求められます。ここで求めた保険料収納必要額を第1号被保険者数で除し、更に12か月で除した金額が必要な保険料基準額です。

この方法により平成30年度からの3年間の計画期間分を算出すると、金額は、5,956円となります。しかし、保有する介護保険事業運営基金2億3,790万円のうち2億900万円を介護保険事業の財源として活用することにより、前回の計画期間と同額の5,300円の保険料基準額を維持することとしました。その結果、県下で3番目に低い金額となったものです。

介護サービス利用者1人当たりの介護保険給付額については、愛媛県平均と大差はありませんが、要介護、要支援認定率は県下で最も低くなっていることから、被保険者1人当たりの介護保険給付額は県下で3番目に低い額となっており、これも一つの要因と考えています。

認定率が低い要因としましては、平成19年度から取り組んでいる介護予防事業の効果が上げられると思われれます。この介護予防事業の中で特に普及してきているのが、平成27年度から行っている松前オリジナルのまっさき元気体操及びコロバーンド体操です。平成30年3月現在、町内の約750名の高齢者の方々が公民館や自宅等で継続して体操を行い、自発的に介護予防に取り組んでおられます。

また、本町では、介護予防のみならず健康寿命の延伸のため、生活習慣病対策としての保健指導や栄養教室、ウォーキング教室、健康づくりに関する広報、啓発活動など多種多様な健康対策等にも取り組んでおり、これらの事業による町民への健康に対する意識の高さも要因の一つではないかと考えています。

これらの様々な要因により、介護保険料を今回据え置くことができたものと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今のお話の中で、予防が特にずっと推進している中で一番ずっと筋が時系列に続いてきたものじゃないかなと思います。

特に、保険料が安いということ、私も本当これはいいことだと思っいろいろ調べたんですけども。厚労省によると、更なる値上げが今後は避けられない見通しだということなんです。ちょうど団塊の世代が全て65歳以上となるが2025年と言われていて、推計で約全国平均で大体7,200円ぐらいになるだろうというような見通しがあるわけです。あとは、2040年とか2050年、ちょうど人口学者によると、人口ピラミッドが何か下がこう狭くて、上が膨れてるとい、西洋の棺おけみたいな形、棺おけ型と呼んでるそうですけれども、それになると全国平均で9,200円ぐらいになるとかという話もありました。

例えば、2040年とか、そのあたり松前町では大体どれぐらい上がるとか、そういう予測はありますか。特にはそこまではまだ考えてませんか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 2040年の保険料については、まだ推計はしておりません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 分かりました。所見だけでよろしい。あればということで。

それと、保険料、高い、安いに目が行きがちなんですけれども、いろいろ調べましたところ、これは別にけち付けてるわけじゃないんで誤解なく聞いていただきたいんですが、安いから必ずしも暮らしやすいわけではないというような結果も出ていると聞きます。ど

うということかという、保険料が高い場合は、それだけ受けられるサービスが多いんだと。施設がたくさんあるので、安心して暮らせる。どちらかというとも都会の方に多いらしいんですけども。特に、最近独居老人とかという言葉がありますけれども、1人の方だともうあれもこれもしてもらわないといけないので、とにかくサービスが多くないとなかなか生活ができないとかという方もいらっしゃると思います。加えて、今現状効果を出していると、予防事業ですよ。一円でもとにかく保険料を安くすることで予防を徹底して健康になっていただくというもの。

その2つを、保険料多少高くてもサービスを多くする、若しくは予防事業で一生懸命頑張っていくと、今やられていることです。それぞれ自治体によって政策というのが異なるわけなんですけれども。

もう一つあったんです、このほかに。たまたまこれはテレビ見えていたんですが、群馬県の草津町というところ、草津温泉ということで湯をかくものがありますけれども。そこで働いている方々というのが、69とか72のおばあちゃんといったら失礼なんですけれども、そういう方々が働いて、保険料を13.2%下げたんだそうです、今回。となると、働く場というのを考えると、松前町でいうとシルバー人材センターであるとか、そういったものが頭には浮かんだんですけども、それぞれの人材確保、先ほどの農業の話でも人材バンクという話、町長からありましたけれども、そういったものも含めて高齢者の方々でもできる、体に支障なく健康維持できるような仕事というものも、策の一つに入るんじゃないかなと思うんですけども。

松前町としては予防ということはもっと力入れていくと思うんですけど、今後どういう方向性でそのあたりの政策考えていかれてよいと思われているのか、もし考えあれば教えていただけますか。

○3番（金澤 浩議員） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 影岡議員の質問のときに答えたんですけども、松前町の要介護認定率、29年では17.1%の認定率でございます。これ全国平均が約18%、愛媛県平均が20.7%ということで、松前町は全国平均を下回っております。それだけ元気な高齢者が多いということで、高齢者の生活を支えていくところを高齢者でまず担っていただくということで、まず働くことも当然、できる方は当然働くということも必要なんですけれども、働くという以前に自分の役割を持っていただくということが、まず本人の生きがいであったり、介護予防につながっていくんじゃないかというところで、これを進めていくために介護保険の立場としては、総合事業の方に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そうですね。今、町としてはこういう面、保険料に関しては3

番目に安いということで余力があるわけですので、今部長がおっしゃったようなことも含めてきっちり計画して、更に松前町独自の健康維持ができるような介護施策を今後行ってほしいと思います。期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

9 番加藤博徳議員。

○9 番（加藤博徳議員） 議席番号9 番加藤博徳が議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、本日は、大きく分けて4つの項目で質問をさせていただきます。

まず、1つ目、松前町の収支改善及び公会計移行に関する取組について、1番から4番までお尋ねをいたします。

先日、政府の財政健全化目標、プライマリーバランスは、当初、2011年度で黒字化する目標を立て、取り組んでいました。しかし、リーマン・ショックなどで頓挫してしまいました。新たに、2020年度黒字化を設定し、取り組んでいましたが、消費税の使い道等の変更で事実上断念をせざるを得ない状態になりました。去る5月20日に内閣で発表された内容は、2025年度に黒字化と、また5年間先送りが発表されました。併せて、来年10月には消費税10%になりますという発表もありました。このことは私たちにどのように影響があるのか考えたことがあるでしょうか。国の借金も平成30年度末で約883兆円といわれ、赤ちゃんからお年寄りまで全て含め、国民1人当たり約700万円にもなります。

一方、松前町では町の借金、町債が今年の3月末で約111億円、町民1人当たり35万円にもなっています。この金額は減少方向ではなく、微増の方向であります。今後の人口減少に伴う町税収入の減少、それに伴う住民の高齢化、また公共施設の老朽化に伴う支出の増加が予想され、町の財政も今のままではワニの口状態で、支出の増加の反面、収入の低下により収支改善は困難を極めるものと思います。早急に公会計の導入などをし、歳入歳出金額の適正化と収支改善に努めなければなりません。このままでは、将来若者に借金のツケ回しになりかねません。公共施設等総合管理計画の資金計画の早急な作成と総合的な計画が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

1つ目に、公会計の導入時期と作成に要した費用総額は幾らでしょうか。

2つ目に、総合的な資金計画の作成は、公共施設の改修計画には必ず必要だと思うのですが、計画は作成されていますか。これは先ほど金澤議員のときにまだ作成されていないというふうな答弁がありましたが、それ以外に何かありましたらお願いいたします。

3つ目に、町の財政力指数とか実質公債費比率、経常収支比率の算出基準となる松前町の標準財政規模金額は何を加算したものか、誰が算出したものかお知らせください。

4つ目は、町債は平成20年に98億円、平成29年度には111億円と微増していますが、町債削減計画と歳出の削減計画があれば教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、収支改善についてお答えいたします。

公会計の導入についてですが、本町では、平成22年度の決算分から決算統計データを活用した総務省方式改訂モデルで財務書類を作成し、ホームページで公開しています。その後、平成27年に統一的な基準による地方公会計の整備促進についての国からの通知を受け、今年度から平成28年度の決算分について統一的な基準による財務書類を公表しています。統一的な基準による財務書類の作成に要した費用は、固定資産台帳の整備に約850万円、財務書類の作成業務に約430万円です。

次に、公共施設等総合管理計画に係る総合的な資金計画についてですが、公共施設等総合管理計画は今後の公共施設の管理に関する基本的な方針を定めたもので、今年度中に各施設ごとに策定する個別計画の中で今後10年間の施設管理に必要な経費について把握することとしています。この計画を毎年ローリングして更新していくことで、長寿命化を中心とした長期的な視点による維持管理を行い、財政負担の軽減や平準化を図っていくため、この計画に係る全体の資金計画が必要とは考えていません。

次に、標準財政規模の算出方法についてお答えします。

標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入と見込まれる経常的な一般財源の規模のことで、標準税収入額等と普通交付税の交付額、臨時財政対策債の発行可能額、この3つの合計です。

標準税収入額等とは、標準的に入ってくる税金や地方譲与税などのことで、普通交付税とは、地方公共団体が標準的な水準の行政運営を行うために必要な経費と標準的な状態において徴収が見込まれる税金等との差を基準として、地方交付税法に基づいて国から交付されるものです。また、臨時財政対策債とは、全国の地方公共団体に配分する地方交付税に対する国の財源の不足分に対して特例として発行できる地方債のことで、この臨時財政対策債の償還費用については、国が全額償還いたします。

成28年度の状況は、標準税収入額等が50億1,788万9,000円、普通交付税は11億2,544万円、臨時財政対策債は3億9,363万8,000円で、これらを合計した標準財政規模は65億3,696万7,000円となっています。

次に、町債削減計画と歳出削減計画についてお答えします。

町債削減の計画はありませんが、一般会計の町債の額につきましても、臨時財政対策債の制度が始まる前の平成12年度の現在高が約99億円であるのに対して、平成28年度の臨時

財政対策債以外の町債の現在高は約56億円で、この16年間で約43億円の削減を図っており、地方債に頼った財政運営は行っていません。また、28年度末の町債全体の現在高を町民1人あたりに換算しますと約35万円になりますが、これは県内で3番目に低い額であるため、現在の借入額が多いとは考えていません。

歳出の削減につきましても、歳出削減の計画はありませんが、毎年町全体の予算編成方針を定め、既存の経常的な経費等について創意工夫による更なる節減に努めています。また、各事業についても、事業評価を実施し、毎年事業の見直しを実施しています。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ありがとうございます。るる説明していただきました。

その中で、1点お聞きしたいのですが、先ほどの説明の中で、国の要するに償還金、補助金の償還金を標準財政規模の中に入れてるんか、入れてないんか。それ、分かります。分からない。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） もう一度質問の方をお願いします。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 国からの補助金で返さなければならない金額がありますよね。一時的に借りるけど、よく国から貸していただいて、返していかない金額。償還金。分かる。

（財政課長合田光隆「全然分からないです」の声あり）

分かりました。

そしたら、それはまた別途聞きに参ります。

それから、町の資金計画はないということですよ。それから、歳出削減計画もないということでもありますので、聞きようがないわけでありまして。これについては、また別途聞きに上がります。1つ目の質問はそれで終わります。

2つ目に参ります。

予算の執行結果について昨年9月議会で前年度の松前町の財政収支の監査報告がなされておりますが、この数年間同じような指摘をされています。それについての改善策をお聞きします。

まず、1つ目は、執行率が低いという指摘を受けておりますが、その原因は一体何なんでしょうか。

2つ目、毎年不用額が多いと指摘されていますが、なぜでしょうか。

3番目に、随意契約の厳格な運用、透明性、公平性の確保にどのような担保、改善されているんでしょうかということをお願いします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、予算執行結果について御説明いたします。

初めに、平成28年度決算に係る本町の予算執行率は95.2%です。県内各市町の予算執行率は84%から96%程度となっており、本町は県内で3番目に高い執行率となっています。また、執行残となる不用額についても、特に多いとは考えていません。決算審査で監査委員からも、予算の執行については適正かつ計画的、効率的な執行がなされているという御意見をいただいています。

次に、随意契約運用における公平性等の担保や改善についてですが、平成28年12月議会でも同様の答弁をいたしました。財務規則を改正して全ての随意契約での予定価格の作成や見積書の徴収を義務づけ、所属長の監督の下、より厳格な運用を行っています。また、競争性がなく入札に付すことができない契約については、入札に付すことができない理由が真にやむを得ないものかどうかについて、松前町入札参加業者選考委員会にて厳正に審査を行っており、公正を期して運用しています。

今後も厳正な運用を行い、透明性、公平性の確保を図りたいと考えています。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） いずれも回答いただきましたが、執行率が低い原因というのは、執行率が低くないというふうなことでありますが、一般的に不用額があつたりすると、要するに資金を有効的に使われてないんじゃないかというふうなのが一般的に思われるんです。その額の大きさが1円なのか、1万円なのか、1億円なのかというふうなことになってこようと思うんですが、そのあたり不用額が多いということは、見積もりに対しての執行額が少ない、もう少しシビアに入札なり、資金の運用をシビアにできないのかという指摘だろうと思うんです、監査委員さんも。私もそう思うから質問したんで、それが適正だと言われれば、その適正の根拠というのが何%ぐらいだったらいいかというのを、これまた調べにやいけないんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 実際、不用額についてなんですけど、予算の積算時に過大な積算とならないよう十分注意はしております。ところが、予算不足となつては執行ができないため、どうしても不用額は発生いたします。今後も、積算においては適切な金額になるようには注意はしていきたいと考えてます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 不用額含めて、毎年大体3億円ぐらい繰越しがあるんじゃないかと思うんですけれども、その部分が資金の有効的な活用ができてないんじゃないかという指摘じゃないかと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 繰越しとか不用額は全く違うことなんですけれども。不用額というのは、予算見積りをしたものに対して執行のときにはそれより安くできたということで不用額になるわけです。その不用額、例えば入札減が出てきます。これは大きな入札減が出てくる場合も。これは余り大きな不用額が出てくるのであれば、補正をして減額をするわけです。ちっちゃなものは、もうそこまでする必要がないということで、不用額のまま置いて、決算のときに不用額として上がってくる。不用額を減らそうと思えば、補正をすれば減らせるんです。ですから、不用額が多い、少ないというのは余り関係ないんです。補正で落とせば、それが次の財源として留保財源として活用できますので、大きいやつはそういうふうにして補正予算で予算から落として、留保財源で持つということで効率的に使おうとしておるわけで、不用額が多いから、入札具合が悪いんじゃないとか、そういうふうには直接つながってくる話ではないと思っています。

今後、繰越金、繰越しが多いというのは、工事が何かの事情で遅れたりして、年度内に工事が終わらなかった場合に繰越してるだけであって、これも予算の効率的執行とは直接関係なくて、何かの事情で用地買収が遅れたり、あるいは設計が遅れたりとか、あるいは工事に際して不測の状況が起こってきて予定の工期に完成してないとか、こういうことで年度を越えてしまうやつが繰越額ということで、次の年にきっちり使うということですので、これも余り効率的執行とは関係がないように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 私も、実はそうは思うんですが、監査委員さんの24年度から28年度までの歳出の監査報告の中にそういうふうにかかれてるので、それだったら一遍お聞きしようかなと思って聞かせていただきました。

それでは、3項目めに行きます。

3Rと環境改善取組について。

1つ目、平成22年に一般廃棄物処理基本計画をスタートさせ、15年後の平成37年度には家庭から出す1人当たりの1日のごみの量を640g以下、リサイクル率30%とするという目標のもとで取り組んでいたところだと思いますが、今年の計画の中間年度になりますがごみの排出量とリサイクル率の進捗状況はいかがですか。

2つ目に、今後の対策と予算対応についてはどうされていますか。

3つ目、昨年度の生ごみ処理事業の取組結果、事業に挙がっていましたが、どうなりましたか。

2つ目の1、早船川の水質改善の取組が昨年度で終わったと聞きましたが、その結果、何がどのように改善できましたか。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 3Rと環境改善取組についてお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画におけるごみの排出量とリサイクル率の進捗状況についてお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画の基準年である平成21年度の家庭系ごみ1人1日当たりのごみ排出量704グラム、リサイクル率21.5%に対し、平成29年度の家庭系ごみ1人1日当たりのごみ排出量は683グラム、リサイクル率は25.1%となっており、最終目標である平成37年度家庭系ごみ1人1日当たりのごみ排出量640グラム以下、リサイクル率30%に対し、ほぼ順調に進んでいます。

次に、今後の対策と予算対応についてお答えいたします。

現在、一般廃棄物処理基本計画における数値目標を達成するため、資源ごみの分別収集、廃棄系バイオマスである剪定枝の堆肥化利用、資源ごみ集団回収活動団体に対する支援、子ども環境学園、学校や地域のサロンなどへ出向いて講座を行う環境学習等を実施し、ごみの発生抑制、再利用の促進と資源物循環システムの推進、環境教育の充実を行っており、平成30年度は、これらの事業に要する予算として約1億2,800万円を計上しております。今後も、一般廃棄物処理基本計画で定めている目標の達成に向け、地域環境協議会の意見も聞きながら、廃棄物の減量及び3Rの推進に努め、環境負荷をできる限り低減させる循環型社会の実現に向け、各種事業の推進に努めていきます。

3番目の昨年度の生ごみ処理事業の取組結果についてお答えします。

平成29年度に実施した生ごみ減量リサイクルモデル実証事業は、可燃ごみを減量し、焼却場の延命化、環境負荷の低減を図るため、可燃ごみの中から生ごみを分別、回収し、収集運搬し資源化を行い、住民の負担、生ごみの質、堆肥の質を検証し、町全体で実施できるか検証するものです。

東古泉地区において、生ごみを資源化するため、分別の仕方、排出場所、収集容器、運搬方法などについて協議した後、3月中旬から93世帯、延べ254名の方々に協力いただき、生ごみの分別、排出、収集運搬を4回実施しました。3月末で329キログラムの生ごみを収集し、現在、水分等を除いた232キログラムを堆肥化している状況です。しかしながら、試験期間が短くデータが少ないことから、取組結果の評価には至っておりません。また、夏場の臭気等の検証の必要があること、地元からも続けたいとの要望があることから、9月末頃まで実証事業を行うため、今回補正予算を計上しています。事業終了後、評価を行います。

次に、早船川の水質改善取組の結果についてお答えします。

早船川の水質汚濁の改善及び悪臭対策として、平成14年度から平成29年度までの間、カキ殻接触式汚水浄化システムによる水質浄化事業を実施しました。平成29年度の環境分析

の結果、水質では、水の有機性汚濁を表す指標であるBODは、環境保全の基準を満たし、水の濁りの原因となる浮遊物質も改善され、悪臭についても原因となる物質が検出されなくなったことから事業を休止し、経過観察しています。水質が改善したのは、システムの水質浄化に加え、事業を始めた頃に比べ、上流地域の工場排水の流入が平成20年頃から無くなったこと、ダンダラ川からの分水により一定水量が確保できていることが要因と考えております。4月から定期パトロールを行っていますが、水質や悪臭などの異常は見られません。なお、地域の方には、何か問題が発生した場合、町へ通報するようお願いしております。今後、水質等の調査を行い、水質保全の状況を確認していきます。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 2-1の早船川の水質については、平成29年度BODが満たしているということでやめたということですが、これに関してBODと関連して、要するに水のきれい度を測るDO、溶存酸素量については測定されていますか。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 手元にはありませんが、DOについても、溶存酸素量についても調査を行っておりました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 改善に取り組む前については、溶存酸素量がほとんどゼロというふうに記憶しておるんですが、どのぐらいまで改善していますか。

○議長（八束 正） 分からん。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 溶存酸素量、つまり1リットル当たりどのくらいの酸素が含まれているかミリグラムで表示するのが普通なんで、当初取り組む前ではゼロミリグラム、要するに魚が死ぬるというふうな状況だったと思うんで、何ミリグラムだったかというのを教えてください。

続いていきましょうか。

○議長（八束 正） はい。後日、今日。

○9番（加藤博徳議員） 後日でいいです。

○議長（八束 正） 後日で加藤議員に提出をお願いします。

○9番（加藤博徳議員） 私以外は知りませんよ。いいですか。

○議長（八束 正） いい、それでいいです。

○9番（加藤博徳議員） それでは、最後の質問になりますが、2項目についてお尋ねをいたします。

先ほど、一部インターネットについての環境については説明がありまして、重複するか

も分かりませんが、事務の効率改善についてということでお尋ねをいたします。

現代社会では、インターネット、タブレット、メール等を利用してほとんどの方が仕事をされています。松前町においてもパソコンを使って、インターネットを使って仕事をするというのは、もう事務の効率改善に不可欠なアイテムになっていますが、松前町の庁舎内及び町内の小・中学校、保育所、幼稚園と役場内をつなぐネット環境について問題はありませんかというの、分かりにくいかもしれませんが、現状どのように運用されていますか。それと、今後の方向はどうでしょうか。

2つ目は、高速ネットでつないでるわけなんですけれども、パソコンとネット環境とあわせてUSBの使用について、業務の効率改善と便宜性を考えると、自由にUSBが使用できる環境というのが大事ではないかというふうに考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、事務効率の改善についてお答えします。

初めに、ネット環境についてですが、役場と公民館、小・中学校、保育所及び幼稚園の間に自設の専用光ケーブルを敷設し、全ての機関がネットワークで結ばれ、業務に必要なシステムを使用できるようになっています。現在のところ、事務処理に支障が出るような問題は生じていません。

次に、業務で使用するパソコンでのUSBメモリの使用については、USBメモリによるセキュリティに関する事故及び事件の未然防止を図る必要があることから、町長部局と教育委員会においてそれぞれUSBメモリ取扱いに関する要綱を定め、USBメモリの使用は原則禁止しています。例外として、業務上使用が不可欠な場合に限り、各課長または各学校長に貸与している公用の暗号化機能付きUSBメモリを使用者が各課長または各学校長の承認を得た上で使用しています。

町としましては、USBメモリの使用による業務の効率改善や利便性よりも、住民の財産や個人情報を守る上でこれらの情報資産を適切に管理することが最も重要であると考えため、USBメモリを自由に使用できる環境にすることは考えていません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ネット環境については、高速ネットにつながれているというふうなことでありまして、よく分かりました。しかしながら、その運用の仕方については、一般の状況とはほど遠いものがあるなというふうなことを感じてるんですが、今御説明がありましたように、例えば文書の印鑑の判の承認なんかでも、今はメール上で文書管理な

んかやって進めていこうとしている中で、先般、特色ある学校の結果の書類については、メールでなくてそれぞれが学校が印刷したものを教育委員会の方へ持って行ったんですというふうな話があって、そういうなものをメールで送れないというふうな話を聞きました。そのために1番目として聞かせていただきました。そういうふうなことが、今、そういうやりとりができてない状況なんですかというふうなことなんですけど。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） ただいまの加藤議員の質問についてお答えをいたします。

特色ある学校づくりのデータにつきましては、パソコン上でやりとりできることになっております。ですから、今回につきましては、枚数も多かったものですから紙ベースでお渡しさせていただきました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 私が申し上げたのは、私にいただいたものがどうじゃというんではなくて、学校と役場の間でそういうやりとりができる状態ですかという質問なんですけど。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） できます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、大抵のことはできると思って、私も議員になってから数年前からは、先生方が忙しいというふうなことで、先生方の事務の合理化というふうなことをずうっと申し上げてるんですが、根幹はそういうふうなUSBが使えないとか、パソコンが使えない、今の状況下の中でそういうふうなものがかかなり影響しとんではないかと考えているんですが、そのあたりのお考えはいかがですか。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 先ほど合田財政課長が申し上げたとおり、小学校及び中学校においては、USBメモリー取扱いに関する要綱を定めております。これによって使用については、各学校長の許可の下使用は行っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今のUSB取扱状況によりますと、ほとんどのが一般的に考えて使えない状況であろうかと思えます。先ほども説明ありましたが、セキュリティの問題で個人情報等もあってやりにくいというふうな説明があったわけなんですけれども。

ちょっと考え方変えてみますと、今自動車社会で便利だと思うんです。今、自動車がなければ、ほとんどどこへ行くにしても不便だと思うんです。今、おっしゃられているのは、自動車に乗ったら危ないから自動車に乗たらいけませんよというふうなことによく似てるんじゃないかと思うんです。セキュリティをきちっとすれば、USBは使える今の

状態なんですね。IDなり、その本人しか使えないようなIDにすれば、USBはどこへ持っていても、たとえなくしても、それを使うときにIDを入れなければ使えないというふうな状況のセキュリティ環境に今発展してきているわけなんですよ。そういった中で、取扱事項の中で決めてしまうと、今ほとんどのものが使いにくいし、例えば先生がおうちでUSBに入れて、休みのときに授業の中身をつくって、それで学校で授業中にパソコンに差し込んで授業をしようと思ったら使えない状況下ではないかと思うんですが、それはどうですか。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 先ほども申し上げましたように、USBの取扱いに関する要綱の中に使用上の義務というところで第6条がございます。その中には、USBを使用する場合、例えば学校外に持ち出す場合につきましては、ある程度規制をしております。それにつきましては、例えば先生方がどうしても教材用で使うという場合、家庭で使うという場合につきましては、家庭のパソコン、つまりインターネット端末については一旦遮断して、パソコンにUSBを差し込みまして、それで使うというふうなことをしております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） いろいろな条項があるというのは承知しております。そういった中で、今、先生方がどういうふうになれば業務改善なり仕事がスムーズにできるか、時間がつくれるかというふうなことで私は申し上げてるんです。せっかく自動車があるのに、何で自動車に乗れないんですか。それは、自動車を運転するのであれば、きちっとした免許を取ってから自動車を運転してくださいよという今の社会情勢だと思うんです。だから、USBを使うのであれば、それなりにきちっとして、決まり事して、セキュリティをすれば使える世の中であるんですが、そういうふうなことを考え直すお気持ちはございませんか。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 大変何度も言って恐縮でありますけれども、今のUSBの取扱要綱に決められた中で実施されており、特に小・中学校から問題があるというふうには聞いておりません。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） USBを完全に使用禁止にしてるわけではありません。一定の安全対策を講じた暗号化機能付きのもので、一定の管理に置かれた中で使うという形にしておりまして、それは何でしてるかという、自由にしますと、持って帰ったやつ自分ところのパソコンに突っ込んで悪さをすると、何ぼでもウイルスが入ってきて、それをまたこっちに持ってきて入れられますと、庁内のシステムが完全に破壊されるという危険があるか

ら、我々の住民の皆さんの資産なり、財産なりの情報が外に流出してしまうと、これは大変なことです。そういうおそれがある以上、そういう管理をせざるを得ないということとやっておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） セキュリティについては、私も重々分かっておるつもりであります。しかしながら、何回も申し上げますように、自動車という便利なものがある中で、そういうふうなことを今後考えていく必要があるのではないかというふうなことを申し上げてるんであって、そのことについての検討なりやっていく必要はこれからはあるのではないかと思うんですが、そういうふうに進められてしまうと、今の状況下の中では前へ向いて進まないと思うんですけれども、その辺のお考えは変わらず。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 新しい技術が開発をされまして、大丈夫というような確証が得られれば利用できるようにしたいと思いますが、今の状況の中では今の管理方法を取らざるを得ないというふうな感じしております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 町長、そのあたり、一遍調べていただいて、御存じないところもあるんじゃないかと思いますが、これ以上申し上げませんが、是非お調べいただいて、早急に現場の方が少しでも楽になるような方法を検討していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後2時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 住 田 英 次

6月25日（第3号）

平成30年松前町議会第2回定例会会議録

平成30年6月25日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
14 番 伊賀上 明 治		

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13 番 三 好 勝 利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	徳 居 芳 之
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	和 田 欣 也
財 政 課 長	合 田 光 隆
財政課技監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美
福 祉 課 長	楠 田 匡 志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅 淳
議会事務局書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.3

	平成30年6月25日(月)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案第34号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第3	議案第35号 松前町税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第4	議案第36号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第5	議案第37号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第6	議案第38号 松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第7	議案第39号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第40号 土地改良事業の施行について		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第9	議案第41号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第10	議案第42号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第11	議案第43号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第12	議案第44号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第13	議案第45号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)		

上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
日程第14 議案第46号 平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）
上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
日程第15 議員派遣の件
閉 議
町長挨拶
閉 会

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） 三好議員から欠席届が出ております。

ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

2番田中周作議員、3番金澤浩議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第34号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第2、議案第34号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る6月12日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第34号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、高度な専門性を有する有識者を招へいできるように報酬額の上限を国の上限と同額に引き上げるとともに、任命権者において報酬額を定めることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、報酬額を日額7,400円から3万4,200円に改正した根拠は何かとの質疑に対し、突発的に委員会等を発足させなければならない場合で専門的かつ高度な技術を有する方を招へいする場合に、7,400円という報酬額では依頼が難しいため、上限額を国と県の基準と同額にするものであります。委員会発足の場合は、任命権者が町長と協議をし、上限額を超えない範囲で報酬額を決定するもので、基本的には7,400円の報酬額と考えていると答弁がありました。

これに対し、委員より、国、県が根拠だというのなら、上限額を支払う人もいるということだ。松前町だけが突出することがないようにすべきではないのか。公平公正さに欠けぬよう近隣自治体と合わせるような方向でやってもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しましたので、御報告します。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第34号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

討論を行います。

3 番金澤浩議員。

○3 番（金澤 浩議員） 議案第34号、この条例案は、学識経験者や有権者に非常勤の行政委員を委託したときの報酬額を新たに決めるものです。現在、この報酬額は、勤務1日につき一律7,400円ですが、国や県の報酬規定を引用して、勤務1日につき3万4,200円以内で自由に任命権者の町長が報酬額を決めるというものでございます。この条例案に対して反対の立場で反対討論をいたします。

非常勤の行政委員を委託された学識経験者や有権者に対してその業務の対価として3万4,200円以内で報酬を決めることには、特に問題があるとは思いません。しかし、業務の拘束時間と内容を任命権者の町長がどのように評価し、対価としての報酬額を決めるのかという規制がないことが問題だと思えます。非常勤の行政委員を委託するたびに、任命権者の町長が同じような報酬額の判定評価ができるようにしないと、その時々で報酬額にばらつきがあったのでは、公的機関として公平公正さを担保することができなくなります。きちんとした判定基準を示した上で上程すべき条例ではないでしょうか。そうでないと、不公平感が生じる可能性がございます。理事者は改めて検討を重ね、きちんとした報酬の算定基準を示した上で上程すべきであるということを申し上げて、私の反対討論といたします。

議員各位におかれましては、この趣旨を御理解いただき、御賛同くださるよう、お願いいたします。

○議長（八束 正） 2 番田中周作議員。

○2 番（田中周作議員） 議案第34号の松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

今回の改正案は、新たに特別職の非常勤として高度な専門性を有する有識者などを招へいする必要性が生じた場合に、勤務1日当たりの報酬の上限額を国や愛媛県と同額の3万4,200円とし、この上限額を超えない範囲内で日額の報酬額を設定できるようにするものです。

委員会で説明があったとおり、報酬額は基本的に7,400円で、上限額を経常的に適用するものではなく、あくまで高度な専門性を有する有識者を招へいする必要性が生じた場合に備えて、迅速かつ柔軟に対応するために整備するものであります。

また、今回の改正案は、これまで以上に広く多様な人材から委員を求めることが可能となり、医師や弁護士、著名人などより高度な専門性を有する有識者を委員に登用して活動をしていただくことは、先進的な知見を得ることができ、ひいては住民サービスの向上が期待できるところでもあります。

以上のことから、議案第34号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を可決しなければならないと考えており、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（八束 正） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議ありますので、議案第34号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 賛成多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第35号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第3、議案第35号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る6月12日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第35号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。中小事業者等が生産性向上特別措置法施行の日から同法に規定する認定先端設備等導入計画に従い取得した機械装置等については、固定資産税の課税標準額を新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間、その価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とする固定資産税の特例が地方税法に創設されたことに伴い、条例で定める割合をゼロと規定するものです。

審査の過程において、条例の改正による固定資産税の減収、シミュレーションについて質疑があったが、申請者数及び機械装置の規模は未定であり、どの程度の影響があるかは不明である。なお、国から75%の交付税措置があるためとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第35号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第36号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、
委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第4、議案第36号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る6月12日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、松前町国民健康保険事業の財政収支状況に合わせて、前年度の繰越金を充当し、国民健康保険税を引き下げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、給付金方式になったため繰越金が充当できるようになったのか、質疑に対し、法改正によって保険主体となった県が算定した金額を納付する方式になったことで年度途中で保険料が変更されることがなくなり、事業運営の見通しが立てやすくなった。見通しに基づき国民健康保険税を算定し、引き下げを行うものだと答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第36号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第5 議案第37号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)**

○議長(八束 正) 日程第5、議案第37号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る6月12日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第37号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童クラブの支援員の資格要件を拡大したり、放課後児童支援員の基礎資格の条件を明確にするなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、通算5年以上補助員の経験年数を有することで支援員になれるよう資格要件が拡大されたが、研修は行わないのかとの質疑に対し、支援員となるためには都道府県が行う研修を修了した者でなければならないと条例に規定している。また、定められた者以外にも研修の機会を設け、支援員として必要な知識や情報を身に付けることができるようにしているとの答弁がありました。

また、支援員の適性はどのように判断するのかとの質疑があり、面接時に管理職が十分審査し、採用を決定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第37号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第38号 松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例（上程、
委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第6、議案第38号松前町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る6月12日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第38号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、老人憩の家が西公民館内に移転するに伴い、所在地を変更するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第38号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第39号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第7、議案第39号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る6月12日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、介護保険法施行令及び厚生労働省令の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けることができる対象に、病床を有する診療所を開設している個人を加えるなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、改正による影響に関する質疑があり、今回の改正によって個人で経営している病床を有する診療所も認定対象になる。町が指定するのではなく、事業者の申請に基づき認定を行うため、職員数が不足し、対応し切れないといった状況になることはないと考えている。生活支援については、専門職以外でも可能なことはできる方が担い、介護の手を確保できるよう町内で十分に周知し、地域包括ケアシステムの構築を進めたいとの答弁がありました。

また、介護事業の認定事業者になるための条件に関する質疑があり、今回の改正に関する単なる小規模多機能型介護について、社会福祉法人や民間事業者も参入できる。医療行為を含む訪問看護やデイケアについて、医療法の認可を受ける必要があり、医療法人でなければ対象とならない。町内では、医療法の認可を受けた事業者の数に大きな変化はなく、介護保険の認可を受けた事業者の数が増加していると答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

議案第39号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第40号 土地改良事業の施行について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第8、議案第40号土地改良事業の施行についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長(岡井馨一郎議員) 去る6月12日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第40号について、審査の内容とその結果について御報告いたします。

今回の議案は、土地改良法に基づき土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。事業内容は、徳丸の農業用水源である夫婦泉(松山市森松町)の護岸老朽化に伴う改修工事で、事業費は1,000万円の予定です。

審査の過程において、夫婦泉護岸改修工事のみ議案となるのはなぜかとの質疑があり、県単独土地改良事業である当該改修工事は議会の議決を要する必要があるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

議案第40号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度松前町一般会計補正予算(第 1 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 1 0 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 1 1 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 1 2 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 1 3 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 1 4 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度松前町水道事業会計補正予算(第 1 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第9、議案第41号平成30年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第10、議案第42号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第11、議案第43号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第12、議案第44号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第13、議案第45号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号及び日程第14、議案第46号平成30年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長(加藤博徳議員) 去る6月12日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第41号から議案第46号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第41号平成30年度松前町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算に1億9,621万3,000円を追加し、総額を102億1,019万5,000円とするものです。

歳入予算の主なものは、国庫支出金を1,240万6,000円、繰越金を5,111万6,000円、町債を1億4,730万円増額し、県支出金を2,401万2,000円を減額するものです。

歳出予算の主なものは、民生費を2,560万8,000円、農林水産業費を3,540万円、土木費を1億2,081万4,000円増額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、特に質疑はありませんでした。

次に、産業建設部所管については、経営体育成支援事業について、農業用機械などの取得についてレタスの包装機の購入に補助することのことが、機械購入について作物の指定はあるのかとの質疑があり、今回は申請者からレタス包装機の購入の申し出があったためであり、農作物の種類は限定されていない、取得費用の3割を補助することの答弁がありました。

次に、町営・改良住宅管理と空家等対策協議会について質疑があり、まず、町営住宅について、入居権限を与えていた者が所在不明となり家賃が滞納となっているため、法的措置を取り、退去いただくこととした。今後、このような事案が発生した場合は、速やかに同様の措置をとり、適正な管理をしていきたいとの答弁がありました。

また、松前町空家等対策協議会の委員は10名を予定しており、会議は年3回を予定している。1年かけて概要、計画の素案、計画の策定を行い、今年度中に空家対策計画を策定したいとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、旧宗意原保育所解体工事について質疑があり、解体作業に伴うアスベスト対策については、法律に基づき看板等で十分周知するとともに、アスベストが飛散しないよう手段を講じた上で実施する。解体工事の設計予算の計上と今回の予算計上にずれが生じたのは、まずアスベスト含有の有無を調査する必要があったため、今後、同様の工事を行う際は、解体工事設計にアスベスト含有調査を含む条件付けをし、入札を実施したいとの答弁がありました。

また、保育所嘱託医の報酬額の根拠について質疑があり、松前町立保育所嘱託医設置規則に基づき計上しているとの答弁がありました。

次に、コンビニ交付システム導入について質疑があり、全国の主要コンビニエンスストア等で戸籍、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付ができるサービスを開始し、住民サービスの向上を図るもので、利用者数について、当初は年間500件の利用を見込んでいる。平成31年度までの導入であれば導入費、ランニングコストについて国の交付税措置補填を受けることができるとの答弁がありました。これに対し、委員より、導入経費、ランニングコストが高額であり、特別交付税措置期間は3年間で終わりだと、マイナンバーカードの交付率は10%程度であり、カードの普及率を上げるためとしか思えないとの意見がありました。

次に、コミュニティ助成（宝くじ）事業について、緊急性があり毎年申請をしている地

区が採択されず、今年度は昌農内地区の要望が採択された理由とは何かとの質疑があり、昌農内地区は平成22年度の事業開始から初めての申請をした地区で、選考基準に照らし、今年度は昌農内地区の要望が採択となったとの答弁がありました。

委員からは、緊急性があり毎年申請しているのであれば、その地区も認めるよう優先順位を付けるなり、付け方を検討してほしいとの意見がありました。

次に、不動産鑑定委託料について質疑があり、福祉センター東側駐車場の一部に民地があり、地権者から購入してほしいとの申し出があったことから、協議資料を作成するため鑑定を行うものでありますとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、古城幼稚園の空調設備について質疑があり、約100平方メートルの保育室2室に天井吊りのエアコンを設置する。見積設計はまちづくり課が行ったが、業務用のエアコンのため、通常のエアコン設置よりも高額となるとの答弁がありました。

また、北伊予中学校太陽光設備改修工事について質疑があり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、電気の供給量が需要を上回ることが見込まれる場合は、供給を自動制御する装置を設置しなくてはならない。売電を行う四国電力との契約により、町が設置費用を負担する。今回の対象となるのは、平成26年度に設置した北伊予中学校のみであるとの答弁がありました。

また、松前小学校のブランコ設置についての質疑があり、全小学校の遊具は年に1度点検を実施しており、この点検で異常が認められた松前小学校の4連ブランコを更新するとの答弁がありました。委員からは、安全・安心の面から、危険が認められた遊具の更新は、早急に取りかかるべきであるとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第42号松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険税の減額と人事異動に伴う人件費の見直しにより補正するものです。

審査の過程において、国民健康保険事業費納付金の減額について、県への納付金が確定額となったため減額したのか、これ以外に原因があるのか、また今後補正する予定はないのかとの質疑があり、県の納付金の額は確定ですのでこの額が今年度中に変更することはありませんとの答弁がありました。

また、納付金は下がったが、繰越金を増額するのはなぜかとの質疑に対し、繰越金の累積が3億8,000万円であり、愛媛県の納付金が減額となったことに合わせて繰越金を投入して保険料を下げることとしたため、繰越金4,500万円を増額したもので、繰越金の使用

限度額は、平成29年度実質単年度収支見込み1億3,788万2,000円込の2分の1の7,000万円を限度としました。繰越金を全て投入しなかった理由としては、来年度以降、県納付金の精算をする必要があり、県に確認しても額が分からない。激変緩和措置として3,700万円国費が措置されているが、来年度以降、この措置がなされるか分からないため累積繰越金全額を投入しなかったとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第43号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び委託契約額確定に伴う補正をするものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第44号松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び印刷製本費、認知症総合支援事業費の補正をするものです。

審査の過程において、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の違いについての質疑があり、前者は介護予防ケアマネジメント事業費に係る財源、後者は包括的支援事業・任意事業で、今回の補正は歳出の包括的支援事業費であり、地域包括支援センターの運営に係る財源であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第45号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費を補正するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第46号平成30年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び第6次拡張事業に係る費用を補正するものです。

審査の過程において、杭打ちによる地下水への影響、水源の濁れ等についての質疑があ

り、建設予定地で地下水調査を行い、慎重に検討しながら進めていきたい。また、状況等については順次報告していきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、報告いたします。

以上で議案第41号から議案第46号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第41号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

討論を行います。

3 番金澤浩議員。

○3 番（金澤 浩議員） 議案第41号平成30年度松前町一般会計補正予算第1号は、一括上程のため部分反対議決ができないので、結果的に議案第41号全体を反対することになりますが、その一部に対しての反対討論をいたします。

次の予算です。

平日に役場に住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を取りに行けない人のために、マイナンバーカードを利用し、コンビニでその証明書を取得できる交付サービス事業に対する予算額に対し、費用対効果の面から見て適切ではないと思うため、反対という立場から反対討論をいたします。

この事業の初年度経費は、3,350万2,000円ということです。さらに、ランニングコストが毎年約552万円かかるということです。そこで、政府の補助金があると言いますが、初年度から3年度までの合計額が補助金の補助を入れて約2,026万5,000円、4年目以降は毎年ずっと約552万円かかるということです。大きな投資であることには変わりません。

それに対して、年間約500名の利用があると見込んでいたことでしたが、1人当たりのコストを考えると、かかり過ぎではないでしょうか。

なお、松前町のマイナンバーカードの普及率は、今年度5月末時点で10.144%、こちらが3,133名の届け出ということです。

かつて、国が総費用2,000億円をかけた住基カードの普及率は、最終的に全国で5.5%だったと聞きます。住基カードは便利だったと思いますが、普及しなかったのはなぜかということを考えると、利用者側にとってさほど便利ではなかったのではないのでしょうか。

その二の舞を踏まない様に、もっと検討した方がよいのではないのでしょうか。その様な資料をきちんと分析した上で、改めて考え直した方がよろしいと思い、この予算に対する反対討論といたします。

議員各位におかれましては、この趣旨を十分御理解いただき、御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 議案第41号平成30年度松前町一般会計補正予算第1号について、賛成の立場で討論を行います。

補正予算のうち高価なコンビニ交付システム導入については、マイナンバーカードを利用して全国約5万3,000店舗のコンビニエンスストア等で年末年始を除く6時半から23時の間、松前町の住民票や印鑑証明、また戸籍謄本などを発行するようにするもので、役場窓口、郵便請求でしか受け取ることができなかった証明が身近なコンビニや県外でもとれるようになり、住民の利便性の向上につながるものであります。

今回の導入に当たっては、必要とする導入費用や運転費用については、国からの補填があると聞いております。この補填については、平成31年度をもって終了することから、費用の面からも有利に導入できるものと承知しております。交付に必要となるマイナンバーカードの交付率はまだまだ低い割合ではありますが、国の社会保障・税番号制度に基づくマイナンバーカードであります。国においては、取得促進のため幅広い世代、対象に向けた周知、広報を展開していくということであります。また、導入による利便性の向上により取得促進も考えられることから、マイナンバーカードの交付率は上がっていくことが予想されます。これに伴い、コンビニ交付利用者は、年々増えていくと思われま。

以上のことから、平成30年度松前町一般会計補正予算第1号は、可決されなければ、松前町の行政運営はストップしてしまい、町政、住民の混乱を招くことから、可決しなければならないと考えます。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（八束 正） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議がございますので、議案第41号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第42号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第43号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第44号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第45号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第46号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議員派遣の件

○議長（八束 正） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については会議規則第127条の規定によりお手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり決定をします。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

お諮りします。

各常任委員会が松前町委員会条例に規定する所管事項のため、閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、平成30年第2回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案について議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして、十分に配慮してまいります。

さて、先週の月曜日、18日に大阪北部で最大震度6弱の地震が発生し、建物やブロック塀の倒壊などにより多くの死傷者や避難者を出す災害となりました。このたびの震災で犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の地震は、内陸部で発生した直下型地震で南海トラフ地震との関係はないと報道されています。しかし、いつどこで発生するか分からないのが自然災害であり、当町においてもあらゆる事態に対応できるよう災害対応力の向上に努めるとともに、しっかりとした備えをするなど、より一層安全で安心なまちづくりを推進していかねばならないという思いを強くしています。自主防災組織をはじめ、町民の皆様一人一人にも災害への備えを今一度見直していただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の震災でブロック塀の倒壊による被害の発生を受け、松前町でも県有施設のブロック塀の安全点検を開始しており、今月27日までに点検を完了する予定です。点検結果により改修等が必要な箇所につきましては、速やかに対応して安全性を確保してまいります。

最後に、これから暑さも日増しに厳しくなっていますが、議員各位におかれましては、一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(八束 正) これにて平成30年松前町議会第2回定例会を閉会します。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 金 澤 浩